「静岡市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」
進捗状況報告書

（令和7年度取組実績）

Ⅰ　進捗状況概要一覧

Ⅱ　個別事業進捗状況一覧

Ⅲ　数値目標

静　岡　市

Ⅰ　進捗状況概要一覧

Ⅰ　進捗状況概要一覧

1　全体の集計結果

A:計画通り実施し(計画を上回る実施率を含む)、女性への支援に寄与できた
B:計画通り実施できなかったが(計画を下回る実施率)、女性への支援に寄与できた
C:女性への支援に寄与できなかった
D:事業未実施
－:対象年度外

取組	事業数（対象年度外を除く）	令和7年度の評価					女性への支援に対する寄与率（A,B評価の割合）	施策ごとの具体的事例
		A	B	C	D	－		
Ⅰ　支援の内容								
1　早期把握・相談支援								
【取組1】　アウトリーチ・居場所の提供等による早期の把握	20	18	2	0	0	1	100%	＜A評価の事業＞ No.1「女性のための総合相談・女性相談につながるアウトリーチに係る取組」では、市内高校と連携し、放課後の居場所を提供することで、女子生徒が安心して過ごせる環境づくりを行うことができた。
【取組2】　相談機能の強化	33	31	1	0	1	2	97%	＜A評価の事業＞ No.22「女性のための総合相談・電話相談から問題解決までのロードマップの掲載」では、相談受付から問題解決までの流れを市HPに掲載することで、公的な相談機関に相談しても解決しないと考えしまう女性に対し、問題解決へ希望を持つきっかけを提供できた。
小計	53	49	3	0	1	3	98%	
2　保護・回復支援								
【取組3】　早期から切れ目のない保護・回復支援	9	9	0	0	0	1	100%	＜A評価の事業＞ No.38「母子生活支援・助産施設運営費」では母子生活支援施設の入所・退所事務を適切に行うことで、DV被害者の安全確保と自立支援に寄与することができた。
小計	9	9	0	0	0	1	100%	
3　自立支援								
【取組4】　本人の意思に寄り添った自立支援	25	24	0	0	1	1	96%	＜A評価の事業＞ No.62「市営住宅の一時使用、単身世帯入居制度」では、住宅の問題を抱える女性及び同伴する子どもの自立支援のため、市営住宅等への入居及びその相談の支援を行った。
小計	25	24	0	0	1	1	96%	
Ⅱ　支援の体制								
【取組5】　連携による支援の実施	21	18	3	0	0	0	100%	＜A評価の事業＞ No.17「保育ソーシャルワーカー活用事業」やNo.18「スクールカウンセラー事業等・学校等と連携した支援の実施」を通し、支援対象となる世帯の早期把握・早期支援につなげたほか、家庭訪問や関係機関への同行支援等、支援者が必要とする福祉的な支援を行うことができた。
【取組6】　教育・啓発	7	7	0	0	0	1	100%	＜A評価の事業＞ No.72「小中学校出前講座・学校出前講座の実施による若年層への教育・啓発」では、思春期の心身の成長や人との関わり方を学ぶ機会を提供することで、自分や相手を大切にする意識を育むことができ、DVや性暴力等の未然防止と早期相談の促進に寄与した。
【取組7】　女性支援に関わる人の育成	13	11	2	0	0	0	100%	＜A評価の事業＞ No.75「女性支援者養成事業・市職員及び庁外の女性支援員への研修の実施」では、DVについての基礎知識や被害者への適切な対応等に関する研修を行い、DV被害者等への二次被害の防止や適切な対応を理解した女性支援者の養成に寄与することができた。
小計	41	36	5	0	0	1	100%	

◆令和7年度実績

事業延べ件数	134	118	8	0	2	6
実事業数	78	70	4	0	2	2
実施率	97.4% 内、A評価 92.1 % B評価 5.3 %					

Ⅱ　個別事業進捗状況一覧

静岡市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画　実施（取組）計画一覧

No.	再掲	①事業名	②取組名	③取組の概要 （女性への支援に寄与できる点）	④対象者							⑤R7取組の実施計画	⑥R7予算額 （千円）	⑦R7取組の実施実績	⑧R7決算額 （千円）	⑨R7評価	⑩R7評価の理由 （女性への支援に寄与した点）	⑪R8取組の実施計画	⑫R8予算額 （千円）	⑬R7評価を踏まえた改善点	⑭所管課	
					乳幼児（0～	小学生（7～	中学生（13～	高校生（16～	19～39歳	40～64歳	65歳以上										局部名	課名
Ⅰ　支援の内容																						
1　早期把握・相談支援																						
【取組１】　アウトリーチ・居場所の提供等による早期の把握																						
1		女性のための総合相談	女性相談につながるアウトリーチに係る取組	市内高校と連携し、放課後に安心して過ごし、気軽に相談できる場所をつくる（委託）。問題を抱えていながらも相談につながってない若年女性を相談につなげていく。				○				居場所の開設年間６回	270	市内女子高にて在校生向けの居場所を年７回開設した。	241	A	市内高校と連携し、放課後の居場所を提供することで、女子生徒が安心して過ごせる環境づくりを行うことができた。	女性が安心して過ごし、気軽に相談できる場所をつくる（委託）。問題を抱えていながらも相談につながってない女性（特に若年層）が相談につながるきっかけをつくる。	530	学校内での居場所提供のため、すでに交友関係が固定されており、複数人で来場する人が多かった。令和８年度は校外に居場所を提供することで、１人でも立ち寄れるよう、参加のハードルを下げていく。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（男女共同参画・人権政策課）
2		性的少数者のための居場所事業（にじいろカフェ）	民間支援団体と連携・協働した性的少数者居場所事業（にじいろカフェ）の実施	民間支援団体と連携・協働し、性的少数者の居場所事業を実施することで、問題を抱えた性的少数者が相談しやすい状況をつくる。		○	○	○	○	○	○	にじいろカフェの開催（年７回）	636	セクシュアリティや性別違和に悩んでいる方、その家族や周囲の方を対象とした交流事業を７回開催した。（参加者延べ109名）	630	A	性的マイノリティの方、その家族や周囲の方が気軽に参加できる交流の場を提供し、孤立感の解消等につなげることができた（参加者の満足度96.4%）。	にじいろカフェの開催（年７回）	636	引き続き、性的マイノリティの方等の生きづらさ解消のための居場所を提供するとともに、相談につなげていく。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（男女共同参画・人権政策課）
3		犯罪被害者等支援	犯罪被害者等の相談に関する広報の実施	犯罪被害者等支援に関し、市HPやYouTube広告等による広報を実施する。問題を抱えていながらも相談につながっていない幅広い年代の女性のニーズに応えるため、相談窓口を知らない女性を相談につなげていく。	○	○	○	○	○	○	○	・県や警察、犯罪被害者支援センター等関係機関との連携 ・各種広報の実施	285	・関係機関との連携による相談対応（随時） ・犯罪被害者週間中における庁舎内でのパネル展示（３庁舎） ・YouTube広告による広報２回（９月～９月、11月～12月） ・各区広告付窓口番号案内表示システム点灯 静岡市総合案内窓口及び見舞金制度を紹介する静止画を放映（８～９月、１～３月）	275	A	・相談者から状況を聞き取るとともに、適切な窓口を案内することができた。 ・リーフレットを作成し関係機関での配架により市民周知できた。 ・啓発にインターネット媒体を利用することで、幅広い世代への周知を図ることができた。 ・講演会、パネル展示及び各区広告付窓口番号案内表示システムにて、相談窓口の周知を図ることができた。	・県や警察、犯罪被害者支援センター等関係機関との連携 ・各種広報（広報紙、パネル展示、各区広告付窓口番号案内システム等）の実施	397の一部	・関係機関や庁内関係課とのさらなる連携強化を図り、相談者に対する支援をより円滑に行う。	観光文化・市民局	生活安全安心課
4		静岡市多文化共生総合センター	静岡市多文化共生総合センター	外国人住民に係る生活上の相談や情報提供を多言語（やさしい日本語を含む）で行う。	○	○	○	○	○	○	○	委託による多文化共生総合センターの運営	1320	773件の相談に対応し、行政書士や弁護士を含めた関連団体や関連部署と連携しながら対応した。	8,802	A	計画どおり実施し、在住外国人が安心して暮らすための相談窓口を整備した。	多様な言語を話す外国人住民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	7,950	引き続き在住外国人が安心して暮らすための生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で行う。また外国人住民と共生する地域住民の相談も対応できることの周知を行う。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（国際交流課）
5		インクルーシブ雇用推進事業	SNSを活用した広報・周知	SNS等を用い、就労困難者へ就労に関連した情報（イベント情報、求人情報、就職に役立つ情報等）を周知する。			○	○	○	○	○	LINEによる広報・周知の実施	33,440の一部	①LINE登録者数　4,152人 ②配信数回数　60回	29,128の一部	A	LINEで求人情報やイベント情報を配信したり、診断ツールを常設することにより、いつでも自分のタイミングで仕事探しができるよう、就労困難者へ就労に関連した情報提供ができた。	①SNS新規登録者数 ②公式ホームページアクセス件数	33,000の一部	LINEを通じ、幅広くの人に周知できた。LINEに限らず、SNS等を利用しデジタルでの周知を推進していくと共に、デジタルデバイドに配慮し誰一人取り残されない情報提供を推進していく。	保健福祉長寿局地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課
6		Ｓ型デイサービスの実施	Ｓ型デイサービスの実施	家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域住民（ボランティア）が主体となって運営している、ミニデイサービスを実施。高齢者の生きがい創出・孤立感解消し、要介護状態の予防を図る。							○	①実施会場数　271会場 ②参加者実人数　5,500人	66,800	①実施会場数　269会場 ②参加者実人数　4,758人	64,387	B	計画していた会場数・参加者数を下回る結果となったが、家に閉じこもりがちな高齢女性に対し、地域の居場所を提供することで、孤立感の解消や生きがいの創出に寄与した。	参加者満足度　72%	66,800	周知方法が口コミに依存し、閉じこもりがちな高齢女性に情報が届きにくかったため、家族への周知やホームページの充実を図る。さらに、多世代・多文化交流や介護予防プログラム「しずおか ちゃちゃちゃ」参加者によるレクリエーション等、新しい要素を導入する。 また、第５次総合計画が掲げるアウトカム重視の方針を踏まえ、事業効果を参加者の視点から測定する「参加者満足度」を実施計画の指標として設定した。なお、目標値はR4～R7年度の実績の平均値を踏まえて設定した。	保健福祉長寿局地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課
7		地域包括支援センターによる総合相談等の実施	地域包括支援センターによる総合相談等の実施	高齢者の相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応する。							○	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受付ける	898,941	市内に29センターを設置し、①②の事業を実施した。 ①114,639件（相談延べ件数） ②10,876件（相談延べ件数）	898,941	A	男女を問わず高齢者の幅広い相談をワンストップで受け付け、多職種と連携しながら高齢者が抱える課題の解決に向けた支援を実施できた。	①高齢者に係る各種総合相談、 ②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受け付ける。	931,450	重層的支援体制整備事業を利用しながら、引き続き高齢者の幅広い相談を受け付け、関係機関と連携しながら支援を実施していく	保健福祉長寿局地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課
8		地域子育て支援拠点事業	子育て世帯の居場所兼相談窓口の運営	子育て支援センターにおいて、居場所兼相談窓口として子育て世帯や妊婦を対象に相談に応じる。				○	○	○	○	静岡中央子育て支援センター等21か所で実施	302,845	・静岡中央子育て支援センター等21か所で実施 ・相談件数　11,430件	320,392	A	子育て支援センターを利用する子育て世帯を中心に、子育てに関する相談対応や必要な機関の紹介を行い、子育て世帯の不安軽減に寄与した。	静岡中央子育て支援センター等21か所で実施	320,168		こども未来局	こども未来課
9		利用者支援事業	利用者支援事業	子育て支援センターやイベント等において、居場所や相談窓口として子育て世帯や妊婦を対象に相談に応じる。				○	○	○	○	こども未来サポーターの配置12か所	40,070	・こども未来サポーターの配置12か所 ・相談件数　14,249件	39,776	A	子育て支援センターを利用する子育て世帯を中心に、子育てに関する相談対応や必要な機関の紹介を行い、子育て世帯の不安軽減に寄与した。	こども未来サポーターの配置12か所	40,922		こども未来局	こども未来課
10		妊娠期から乳幼児期における母子保健相談	妊娠期から乳幼児期における母子保健相談	保健師や助産師等が実施する母子保健相談	○	○	○	○	○	○		希望者への面談実施100% ①妊娠後期（８か月頃）面談 ②こんにちは赤ちゃん訪問 ③１歳児面談 ④２歳児面談	23,250	全ての希望者に対して面談を実施した。 ①妊娠後期（８か月頃）面談：799件 ②こんにちは赤ちゃん訪問：3,494件 ③１歳児面談：660件 ④２歳児面談：366件	21,140	A	妊産婦及び乳幼児への相談業務を通して育児に課題を抱えた家庭を把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	希望者への面談実施100% ①妊娠後期（８か月頃）面談 ②こんにちは赤ちゃん訪問 ③１歳児面談 ④２歳児面談	24,803		こども未来局	こども家庭福祉課
11		こども家庭センター事業	こども家庭センター事業	妊産婦及び乳幼児の包括的支援及び個々の家庭に応じた継続的な相談支援を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	電話・面接・訪問等による相談対応	2,038	相談対応件数2,862件 こどもや家庭に関する様々な相談に応じた。	1,587	A	こども家庭センターで対応する子育て世帯の状況やニーズは多種多様であり、それらに対応した相談支援を行うことができた。	妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	1,562		こども未来局	こども家庭福祉課
12		養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	児童福祉法第６条の３第５項に基づき、養育支援を特に必要とする子育て家庭に、保育士・看護師等が訪問し、助言指導等の支援を行う。	○	○	○	○	○	○		支援依頼家庭への調査・支援計画作成・支援の実施 訪問員研修、連絡調整会議の実施	2,706	調査・支援計画作成26世帯 訪問員研修会4回、会議3回実施	1,286	A	支援が必要と判断された世帯全てに支援が実施できた。	支援依頼家庭への訪問調査 支援計画作成 訪問員研修会・連絡会議の実施	2637	困難事例へ対応が多いため、引き続き研修会及び会議の開催のほか、関係機関との連携により、訪問員が円滑に支援を行える体制を継続していく。	こども未来局	こども家庭福祉課
13		産後ケア事業	産後ケア事業	出産後１年未満の産後ケアを必要とする母子に対して、助産所等へ宿泊、通所または助産師が対象者宅を訪問して保健指導やケアを行う。	○	○	○	○	○	○		宿泊型、日帰り型（相談・休息タイプ）、日帰り型（相談タイプ）、訪問型により事業実施 合計延べ利用日数3,500日以上	28,713	宿泊型、日帰り型（相談・休息タイプ）、日帰り型（相談タイプ）、訪問型により事業実施 合計延べ利用日数5,085日	47,385	A	R7年度より利用料の引下げ、対象者要件の緩和、受入先の拡充などの見直しを行ったことにより、利便性が高まり、前年比158%の利用延べ日数となった。	宿泊型、日帰り型（相談・休息タイプ）、日帰り型（相談タイプ）、訪問型により事業実施 合計延べ利用日数4,700日以上	59,800	需要に見合う受け皿の確保と切れ目のない支援の継続。	こども未来局	こども家庭福祉課

No.	再掲	①事業名	②取組名	③取組の概要 （女性への支援に寄与できる点）	④対象者							⑤R7取組の実施計画	⑥R7予算額 （千円）	⑦R7取組の実施実績	⑧R7決算額 （千円）	⑨R7評価	⑩R7評価の理由 （女性への支援に寄与した点）	⑪R8取組の実施計画	⑫R8予算額 （千円）	⑬R7評価を踏まえた改善点	⑭所管課		
					乳幼児（0～	小学生（7～	中学生（13～	高校生（16～	19～39歳	40～64歳	65歳以上										局部名	課名	
14		ヤングケアラー支援	ヤングケアラー支援	39歳までのヤングケアラー（こども・若者）に対し、コーディネーターによるケース対応及び関係機関との連携、関係機関等職員研修の実施、ヘルパー派遣事業の実施及び関い境遇の人と交流を図れるような居場所の提供。		○	○	○	○			ヤングケアラーの負担を軽減するためのアウトリーチ型支援の実施。	2,120	・ヤングケアラーコーディネーターによる関係機関との連携 受付件数：新規47世帯56人 ・関係機関等職員研修 主催（関係機関2回、学校2回、事業所2回）、依頼12回 ・ピアサポート事業：１箇所９回実施 ・ヤングケアラーヘルパー派遣実績：20世帯 ・食支援（モデル自治体）：新規20世帯	1,743	A	周知啓発の継続実施、食支援の実施により、新規受付件数が増加した。ヤングケアラー支援窓口につながったヤングケアラーを関係機関と連携して支援にあたることができた。	・ヤングケアラーの負担を軽減するためのアウトリーチ型支援の実施（ヤングケアラーコーディネーターによるアウトリーチ型支援、関係機関職員研修や出前講座、ヘルパー派遣、食支援） ・市立小中高校生を対象としたヤングケアラー実態把握調査の実施	3,120	これまで令和3年度に静岡県が実施したヤングケアラー実態調査の推計人数を基に目標値を設定してきたが、無記名調査であったため、個人の把握はできていないという課題がある。このため、令和８年度は任意の記名式による実態調査を実施し、また支援につながっていない児童生徒の把握を進め、支援を行っていく。	こども未来局	こども若者応援課	
15		高校生のための居場所サポート事業	高校生のための居場所サポート事業	困難を抱える高校生・青少年（概ね中学卒業後から19歳位）に対し、交流できる場（居場所）を提供し、社会とのつながりのきっかけづくりを支援する。					○			ぷらっとサロンの実施	－	ユースサポート事業（高校生世代「ぷらっとサロン」）年間123日開所	－	A	様々な困難を抱える高校生世代に対し、交流できる場を提供した。	新規事業として「高校生年代の居場所」づくり事業を実施。 静岡パルシェ及び清水テルサにおいて年間120日開所	5,000	高校生年代における不登校生徒、通信制高校・通信制課程に通う生徒、中学卒業後の進路未決定者等、様々な事情を抱える若者が安心して過ごすことができ、他者とのつながりを感じながら自己の将来について考える機会を得られるよう居場所づくり事業を実施する	こども未来局	こども若者応援課	
16		ひきこもり支援	ひきこもり支援	市内在住のひきこもり当事者およびその家族を対象に、相談支援や訪問支援、居場所活動、広報啓発活動等を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	ひきこもり支援の実施	33,500	・相談申込者：256人 ・相談回数：2701回 ・ひきこもり改善率：64.8%	31,147	A	ひきこもり当事者及びその家族向けの支援を実施し、 ひきこもり改善率：64.8% と目標値に達したため。	・ひきこもり状態が改善している相談者の割合 ひきこもり改善率：61%以上を維持 ・ひきこもりサポーター養成	16,750	引き続きひきこもり当事者及びその家族向けの支援を継続して実施していく。	こども未来局	こども若者応援課	
17		保育ソーシャルワーカー活用事業	保育ソーシャルワーカー活用事業	園が覚知した困難を抱える世帯の相談事項に対応し、問題の解決に向けて関係機関に繋ぐことができる保育ソーシャルワーカーを地域ごと園に配置することにより、世帯の問題を改善し、保育教諭の負担軽減を図るとともに、就学先の小学校と情報を共有することで継続支援を円滑に行う。	○							・保育ソーシャルワーカーによる対象世帯への支援 ・保育教諭への対応力向上のための研修 ・就学先の小学校と情報共有 ・対象園園長との合同協議会	6,920	・保育ソーシャルワーカーによる対象世帯への支援（53回） ・保育教諭への対応力向上のための研修（12回） ・就学先の小学校と情報共有 ・対象園園長との合同協議会（２回）	4,839	B	・園に保育ソーシャルワーカーを配置することで、支援対象となる世帯の早期把握・早期支援につなかっている。 ・各部署、関係機関や民間の支援団体との連携、協働による、早期から切れ目のない支援体制の構築が行われている。	・保育ソーシャルワーカーによる対象世帯への支援 ・保育教諭への対応力向上のための研修 ・就学先の小学校と情報共有 ・対象園園長との合同協議会	5,580	・支援対象拡充のため、保育ソーシャルワーカー増員に向けた検討を進める。	こども未来局	幼児教育・保育支援課	
18		スクールカウンセラー事業 スクールソーシャルワーカー事業 訪問教育相談員事業	学校等と連携した支援の実施	貧困など様々な問題を抱える児童生徒や保護者への継続的な支援を行っていく。 児童生徒が抱える心の問題に対しては、スクールカウンセラーが対応し、社会的、福祉的な問題を抱えている家庭に対してはスクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員が、学校や関係機関と連携し、支援を行う。			○	○	○			スクールカウンセラーを市立小中学校118校、高等学校２校の全てに配置している（内、小中学校の13校は要請派遣対応）。 スクールカウンセラーを小学校に週３時間、中学校に規模に応じて週６～８時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に各１人配置（第３支部と第11支部は２人）。社会福祉的手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校２校については、各校１人配置している。 訪問教育相談員を中学校12校に配置し、不登校の生徒や家庭の孤立感を解消したり、ニーズに合わせてサポート資源につなげたりしていく。	142,455	スクールカウンセラー 全SCによる相談実施回数（小中） ・対児童生徒…5,389回 ・対保護者…4,534回 ・対教職員…15,471回 スクールソーシャルワーカー 全SSWによる支援（小中） ・対応児童生徒数…1,100人以上 ・延べ支援回数…4,000回以上 ・関係機関等との連携…3,700件以上 訪問教育相談員 全訪問教育相談員による支援 ・年間対応児童生徒数…160人 ・年間家庭訪問数…3,161回	スクールカウンセラー 小中学校 80,492 高等学校 1,001 スクールソーシャルワーカー 小中学校 26,522 高等学校 375 訪問教育相談員 30,995	A	スクールカウンセラー 児童生徒の養育に関する悩みや不安に寄り添い、抱えている課題の整理等の心理的支援を行った。また、教職員と情報を共有し、保護者（母親）の支援体制の強化に努めた。 スクールソーシャルワーカー 家庭が抱える貧困等の課題に対し、相談をはじめ、家庭訪問や関係機関への両行支援等、支援者が必要とする福祉的な支援を母親に対して行った。 訪問教育相談員 ひきこもりとなっている子の家庭を訪問し、児童生徒とのコミュニケーションを図るとともに、保護者（母親）に対し、悩みや不安に寄り添い、継続して相談に乗った。	スクールカウンセラーを市立小中学校114校、高等学校２校の全てに配置している（内、小中学校の11校は要請派遣対応）。 スクールカウンセラーを小学校に週１．５時間～３．５時間、中学校に規模に応じて週６～８時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを市立小中学校12の支部に14人配置する。社会福祉的手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校２校については、各校１人配置している。	スクールカウンセラー 小中学校 81,135 高等学校 1,491 スクールソーシャルワーカー 小中学校 27,709 高等学校 610	R7に引き続き、クライアントに寄り添った支援を行う。	教育委員会	児童生徒支援課	
19		学齢簿の編製及び保管事業	学校等と連携した支援の実施	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、関係機関と連携をとりながら、情報保護を確実に行い、安全を確保する。			○	○		○	○	○	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、各学校に児童生徒に関する個人情報の適切な取扱いについて周知徹底し、二次被害防止に務める。	－	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、各学校に児童生徒に関する個人情報の適切な取扱いについて周知徹底し、二次被害防止に務めた。	－	A	困難な問題を抱える女性の子どもに関する個人情報の適切な取扱いについて徹底し、二次被害の防止につながった。	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、各学校に児童生徒に関する個人情報の適切な取扱いについて周知徹底し、二次被害防止に務める。	－	引き続き個人情報の適切な取扱いについて、各学校に周知徹底する。	教育委員会	児童生徒支援課
20		就学等の諸手続きに関する事務	学校等と連携した支援の実施	必要な就学手続きを行うことで、困難な問題を抱える女性の子どもの就学機会を確保する。			○	○		○	○	○	関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを行う。	－	関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを実施した。	－	A	関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性の子どもの就学手続きを滞りなく実施できた。	関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを行う。	－	引き続き関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを行う	教育委員会	児童生徒支援課
21		生きづらさを抱える方のための居場所の整備	様々な理由で生きづらさをかける方が気軽に立ち寄り又は支援につながることができる居場所をオンラインと対面で取組む。	課題を発見し、声をかけ、信頼関係の構築をする中で適切な支援につなげる。				○	○	○	○	—	－	—	－	－	－	①オンライン型居場所 月金15時～21時 土日13時～18時 ②対面型居場所 各区月1回	14780	－	保健福祉長寿局	安心感がある温かい社会推進課	
【取組２】 相談機能の強化																							
22		女性のための総合相談	電話相談から問題解決までのロードマップの掲載	市ＨＰに電話相談受付から問題解決までの支援の流れが分かる内容を掲載する。				○	○	○	○	○	市ＨＰに掲載	－	相談受付から問題解決までの流れを市HPに掲載した。	－	A	計画通り実施し、公的な相談機関に相談しても解決しないと考えしまう女性に対し、問題解決へ希望を持つきっかけを提供できた。	—	－	－	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（男女共同参画・人権政策課）
23		女性のための総合相談	各部署・関係機関、民間の支援団体との連携による支援の実施	家族関係、夫婦の問題その他人間関係など様々な女性の悩みに関する相談（電話、面接、法律）に応じ、解決に向け各部署、関係機関、民間の支援団体と連携して充実した支援を行う。				○	○	○	○	○	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施し、各部署、関係機関、民間の支援団体と連携して充実した支援を行う。	－ （指定管理料に含む）	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施し、各部署、関係機関、民間の支援団体と連携して充実した支援を行った。	－ （指定管理料に含む）	A	計画どおり実施し、関係機関と連携し、女性の様々な悩みに関する相談を対応したことで、問題解決の一助となった。	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施し、各部署、関係機関、民間の支援団体と連携して充実した支援を行う。	－ （指定管理料に含む）	引き続き女性のための総合相談を実施し、関係機関と連携を強めて充実した支援を行う。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（男女共同参画・人権政策課）
24		女性のための総合相談	ＳＮＳ等多様な手段で相談できる仕組みづくり	電話・対面による相談だけではなく、ＳＮＳ等多様な手段で相談できる仕組みをつくることで相談への抵抗感を軽減し、女性が相談につながりやすくする。				○	○	○	○	○	市ＨＰにおいて、ＳＮＳ等による相談を実施している相談機関を広く周知する。	－	市ＨＰにおいて、ＳＮＳ等による相談を実施している相談機関を広く周知した。	－	A	計画どおり実施し、市ＨＰにおいて、相談機関を広く周知することで、問題解決の一助となった。	市ＨＰにおいて、ＳＮＳ等による相談を実施している相談機関を広く周知する。	－	引き続き女性のための総合相談を実施し、情報発信をすることでＳＮＳ等による相談機関を広く周知する。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（男女共同参画・人権政策課）
25		性的少数者のための個別相談事業（にじいろ個別相談）	性的少数者への相談支援の実施及び広報・周知	セクシュアリティの悩みに関する個別相談に応じるとともに、相談の実施について関係機関等への周知を行い、相談につながっていない当事者やその周囲の人を相談につなげていく。			○	○	○	○	○	○	事業の継続実施及び各種広報を行う。	210	年間45件の相談を受け付けた。（メール５件、電話０件、面談１件）	46	A	性の多様性について、身近な場で相談できる場があることで、相談者のセクシュアリティに関する悩みや困りごとに対応することができた。	事業の継続実施及び各種広報を行う。	150	相談窓口を広く知ってもらうため、市ＨＰや広報等による周知を行う。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（男女共同参画・人権政策課）
26		性的少数者のための電話相談事業（にじいろ電話相談）	性的少数者への相談支援の実施	セクシュアリティの悩みや性別違和に悩む本人や家族等の相談に応じ、その解決に向け支援する。	○	○	○	○	○	○	○	「にじいろ電話相談」を年間12回実施する（毎月第２土曜14:00-17:00）。	－ （指定管理料に含む）	「にじいろ電話相談」を年間12回実施した（対応件数27件）。	－ （指定管理料に含む）	A	計画どおり実施することで、セクシュアリティの悩みや性別違和に悩む本人や家族等の問題解決の一助となった。	「にじいろ電話相談」を年間12回実施する（毎月第２土曜14:00-17:00）。	－ （指定管理料に含む）	引き続き性的少数者のための電話相談事業（にじいろ電話相談）実施することで、より多くの悩みの解決に向けて支援する。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（男女共同参画・人権政策課）	
27		住民基本台帳事務における支援措置	ＤＶ等被害者の方への相談窓口の案内	ＤＶ被害等の困難な問題を抱えているおそれがある方に、相談窓口について案内する。	○	○	○	○	○	○	○	相談先の案内	－	ＤＶ被害等の問題を抱えているおそれがある方に対し、各区役所戸籍住民課にて相談先の案内を実施した。	－	A	適切な相談先情報を提供することで、ＤＶ被害等の問題を抱えているおそれがある女性の被害の深刻化を防ぎ、公的支援の活用促進につなげることができた。	ＤＶ等被害者に対する相談窓口の案内を各区役所戸籍住民課にて継続して実施する。	－	なし	観光文化・市民局	戸籍管理課	

No.	再掲	①事業名	②取組名	③取組の概要 （女性への支援に寄与できる点）	④対象者							⑤R7取組の実施計画	⑥R7予算額 （千円）	⑦R7取組の実施実績	⑧R7決算額 （千円）	⑨R7評価	⑩R7評価の理由 （女性への支援に寄与した点）	⑪R8取組の実施計画	⑫R8予算額 （千円）	⑬R7評価を踏まえた改善点	⑭所管課		
					乳幼児（0～	小学生（7～	中学生（13～	高校生（16～	19～39歳	40～64歳	65歳以上										局部名	課名	
28		養護老人ホーム入所事務	部署、関係機関、民間の支援団体と連携した相談の実施	各区女性相談員（配偶者暴力相談支援センター）など福祉事務所間や地域包括支援センターと連携し相談業務を強化する							○	各区福祉事務所間や地域包括支援センターとの連携強化	－	措置入所を行う際、関係課と連携を行うことができた。	－	A	女性も含め、例年通り要件を満たす希望者の措置入所を行った。	要件を満たす希望者に相談、適切な自立支援を行う。 また必要に応じて連携する。	－	－	保健福祉長寿局	高齢者福祉課	
29		ＤＶ被害者対応	ＤＶ被害者対応	配偶者等から暴力（ＤＶ）を受けている方について国保資格手続きを行う。 相談先となる女性相談窓口を案内する。	○	○	○	○	○	○	○	相談先の案内	－	DV被害者に対し、住民登録外住所地での国保加入や、加害者の社会保険扶養からの職権脱退について適切に案内・対応した。	－	A	保険医療機会を確保しつつ、被害者の居場所が特定されないよう配慮し経済・心身の健康等における悩みや支障への対策ができたため。	配偶者等から暴力（ＤＶ）を受けている方について国保資格手続きを行う。 相談先となる女性相談窓口を案内する。	－	なし	保健福祉長寿局健康福祉部	保険年金管理課	
30		配偶者から暴力（ＤＶ）を受けている方への相談先の案内	配偶者から暴力（ＤＶ）を受けている方への年金に関する相談先の案内	配偶者から暴力（ＤＶ）を受けている方からの相談に対して相談先となる年金事務所を案内する。					○	○	○	相談先の案内	－	相談実績なし	－	D	相談実績なしのため。	配偶者から暴力（ＤＶ）を受けている方からの相談に対して相談先となる年金事務所を案内する。	－	なし	保健福祉長寿局健康福祉部	保険年金管理課	
31		市内の働きたいミドル・シニアのための就労支援窓口「NEXTワークしずおか」	各部署、関係機関、民間の支援団体との連携による支援の実施	静岡市でお仕事をお探しのおおむね40歳以上の人の就労相談に応じ、必要に応じて関係機関につなげる。						○	○	中高年・高齢者就労相談	15,500	高年齢者等の雇用・就業者数 341人	13,704	A	高齢者等の雇用・就業者数が目標の250人に対して341人と上回ったため。	高年齢者等の雇用・就業者数 250人	15,500	令和７年度までの事業スキームを継承しつつ、ミドル世代を対象に休日窓口を試験的に開設予定。	保健福祉長寿局地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課	
32		インクルーシブ雇用推進事業	多様な手段で相談できる仕組みづくり	電話やメールだけでなく、LINEからも相談予約を可能とした。また、就労困難者が自分に合った方法で相談できるようチャット、動画通話、電話、対面など複数設置し相談支援を行う。				○	○	○	○	○	相談支援、就労支援の実施	33,440の一部	相談支援件数　240件 定着支援件数　6件	29,128の一部	A	LINEから24時間予約受付を可能とし、相談方法も対面だけでなく、電話やチャットなど選択しを複数設けることでライフスタイルに合わせた相談支援が実施できた。	①相談支援件数 ②定着支援件数	33,000の一部	引続き様々な相談方法により、ライフスタイルに合った相談ができるよう支援していく。また、就職後も伴走支援を行うことで、就労の継続を支援していく。	保健福祉長寿局地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課
33		家族のための依存症教室	教室実施における自助グループとの連携	自助グループの方に実際の教室でスピーカーやファシリテーターとして役割を担っていただき、家族が自助グループに繋がれるよう橋渡しを行う。					○	○	○	教室開催年６回	110	家族の依存の問題に悩む家族を対象に、依存症教室を年6回実施した。	90	A	家族の思いを伝えるコミュニケーションスキルを身につけ、家族関係を改善することに寄与できた。	自助グループの方に実際の教室でスピーカーやファシリテーターとして役割を担っていただき、家族が自助グループに繋がれるよう橋渡しができるよう機会をつくる。	110	終了後アンケートでは理解度や満足度は95%以上であったが、談話の時間について足りないとの意見あり、自助グループへ結びつくようグループワーク時間を増やすこととした。	保健福祉長寿局保健衛生医療部	こころの健康センター	
34		HIV・性感染症検査・相談	HIV・性感染症検査・相談	HIV・性感染症の定例検査や電話等による随時相談を行う。性的被害等の問題を抱える女性等からの相談時には相談先の情報提供等の支援を行う。				○	○	○	○	○	HIV・性感染症検査：年12回 電話等による相談：随時	1,717	HIV・性感染症検査を年12回実施。検査を希望する女性計88名に検査を実施。女性からの電話等による相談に年9件対応した。	982	A	HIV・性感染症検査・相談を希望した女性に対して100%対応できた。	HIV・性感染症検査を年12回実施。電話等による相談を随時行う。性的被害等の問題を抱える女性等からの相談時には相談先の情報提供等の支援を行う。	1,912	保健所でHIV・性感染症の検査や相談を行っていることをさらに広報等で広く周知するとともに、来所し対面の必要なく検査ができる郵送検査も実施していく。	保健福祉長寿局	感染症対策課
35		精神保健福祉相談	精神神保健福祉相談	精神保健福祉士、保健師による、精神の病気の相談や障がいの相談に応じる。本人だけでなく、家族の相談にも応じる。	○	○	○	○	○	○	○	電話相談・来所相談の実施 内容に応じて必要な機関と連携する	－	精神保健福祉相談員による随時相談件数は9,572件。	－	A	相談内容の性差はないものの、精神保健福祉に関する相談に応じ、必要に応じて受診勧奨、福祉サービスの利用を促すことで、自立及び社会参加の促進につながった。	電話相談・来所相談の実施 内容に応じて必要な機関と連携する	－	改善点はなし。引き続き相談内容に応じて医療や福祉サービス、相談窓口の提供を行う。	保健福祉長寿局保健所 各区福祉事務所	精神保健福祉課 障害者支援課	
36		精神科医による精神保健相談	精神科医による精神保健相談	各区において毎月1回、精神科医師による無料相談。当事者や家族が相談できる場として実施。女性のメンタルヘルス相談も受け付けている。	○	○	○	○	○	○	○	各区月1回、年12回実施	843	毎月各区１回ずつの精神科医による相談会を設定、実施回数は31回、相談件数は50件。	716	A	相談内容の性差はないものの、受診の勧奨や相談先の提供により、相談者の不安の軽減や症状の重症化予防につながった。	各区月1回、年12回実施	843	より多くの市民に対し相談の機会を提供し、必要な支援・情報が得られるよう、周知方法を工夫する。	保健福祉長寿局保健所	精神保健福祉課	
37		保育施設入所支援	保育施設入所支援	就労等で保育が必要な世帯の入所支援だけでなく、DV等子育てに困難な問題を抱える保護者に対して保育施設入所を支援	○				○	○	○	対象者の捕捉と支援の実施	－	令和７年はのべ78件の保育施設入所の支援を行った。	－	A	児童相談所及びこども家庭センターと連携し、入所支援を行った。	児童相談所及びこども家庭センターと連携し、保育施設とも相談しながら、そのこどもにとって最適な保育施設の入所のための支援を行う。	－	自分が困難な状況にあると考えていない保護者もいるので、積極的に聞き取りを行う。	こども未来局	こども未来課	
38		母子生活支援・助産施設運営費	母子生活支援・助産施設運営費	児童福祉法第22条及び第23条の規定により実施する母子生活支援施設及び助産施設への入所措置に係る費用を負担する。	○	○	○	○	○	○	○	入所者措置費の支払事務	82,195	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行った。	79239	A	母子生活支援節の入所者の多くはDV被害者であり、被害者の安全確保と自立支援に寄与した。	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行う。	83628		こども未来局	こども家庭福祉課	
39		面接相談	面接相談	困難を抱える０～39歳のこども・若者及びその保護者に対しての相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供及び助言を行うことにより、主訴解決に向けた支援や相談者の不安の軽減を図る。	○	○	○	○	○			面接相談事業の実施。	1,820	【面接相談】 ・相談者数：494名 ・相談改善率　78.6%	面接相談事業費 1,556	A	相談改善率（主訴に対し、具体的な行動ができている）が目標の77.4%を達成した。	面接相談受付：（土日祝・年末年始を除く）８時30分～17時15分 相談対象者：39歳までの子ども・若者及びその保護者・関係者	518	引き続き、当センターの周知に努めるとともに、関係機関との連携のもと、相談者の状況に応じたきめ細やかな支援に努めていく。	こども未来局	こども若者応援課	
40		24時間子ども若者電話相談	24時間こども若者電話相談	いじめや友達関係、勉強、進路、ヤングケアラーなどについて悩む３９歳までのこども・若者及びその保護者、関係者に電話相談による支援を行う。	○	○	○	○	○			24時間365時間体制の電話相談の実施。	8,738	【電話相談】 ・２４時間こども若者電話相談1558件 ・満足度　98.8%	7,311	A	電話相談の相談者の満足度３以上の割合の目標を100%としており、概ね目標どおりとなった。	「静岡市２４時間子ども若者電話相談」を令和８年度も継続実施。	8,887	引き続き、当センターの周知に努めるとともに、関係機関との連携のもと、相談者の状況に応じたきめ細やかな支援に努めていく。	こども未来局	こども若者応援課	
41		小児科・産婦人科オンライン相談支援事業	小児科・産婦人科オンライン相談	オンライン相談を活用し、時間や場所を問わず、小児科医や産婦人科医、助産師に気軽に相談でき、妊娠・出産、子育てや女性の健康に関する不安を軽減できる。	○	○	○	○	○	○	○	—	－	—	－	－	－	オンライン相談事業の実施	7718	－	こども未来局	こども家庭福祉課	
3	（再）	犯罪被害者等支援	犯罪被害者等の相談に関する広報の実施	犯罪被害者等支援に関し、市HPやYoutube広告等による広報を実施する。問題を抱えていながらも相談につながっていない幅広い年代の女性のニーズに応えるため、相談窓口を知らない女性を相談につなげていく。	○	○	○	○	○	○	○	・県や警察、犯罪被害者支援センター等関係機関との連携 ・各種広報の実施	285	・関係機関との連携による相談対応（随時） ・犯罪被害者週間中における庁舎内でのパネル展示（３庁舎） ・YouTube広告による広報２回（８月～９月、11月～12月） ・各区広告付窓口番号案内表示システムにて静岡市総合案内窓口及び見舞金制度を紹介する静止画を放映（８～９月、１～３月）	275	A	・相談者から状況を聞き取るとともに、適切な窓口を案内することができた。 ・リーフレットを作成し関係機関での配架により市民周知できた。 ・啓発にインターネット媒体を利用することで、幅広い世代への周知を図ることができた。 ・講演会、パネル展示及び各区広告付窓口番号案内表示システムにて、相談窓口の周知を図ることができた。	・県や警察、犯罪被害者支援センター等関係機関との連携 ・各種広報（広報紙、パネル展示、各区広告付窓口番号案内システム等）の実施	397の一部	・関係機関や庁内関係課とのさらなる連携強化を図り、相談者に対する支援をより円滑に行う。	観光文化・市民局	生活安全安心課	
4	（再）	静岡市多文化共生総合センター	静岡市多文化共生総合センター	外国人住民に係る生活上の相談や情報提供を多言語（やさしい日本語を含む）で行う。	○	○	○	○	○	○	○	委託による多文化共生総合センターの運営	13200	773件の相談に対応し、行政書士や弁護士を含めた関連団体や関連部署と連携しながら対応した。	8,802	A	計画どおり実施し、在住外国人が安心して暮らすための相談窓口を整備した。	多様な言語を話す外国人住民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	7,950	引き続き在住外国人が安心して暮らすための生活上の相談や情報提供を多言語でややさしい日本語で行う。また外国人住民と共生する地域住民の相談も対応できることの周知を行う。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課 （国際交流課）	
7	（再）	地域包括支援センターによる総合相談等の実施	地域包括支援センターによる総合相談等の実施	高齢者の相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応する。							○	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受付ける。	898,941	市内に29センターを設置し、①②の事業を実施した。 ①114,639件（相談延べ件数） ②10,876件（相談延べ件数）	898,941	A	男女を問わず高齢者の幅広い相談をワンストップで受け付け、多職種と連携しながら高齢者が抱える課題の解決に向けた支援を実施できた。	①高齢者に係る各種総合相談、②権利擁護・成年後見制度に関する相談を受け付ける。	931,450	重層的支援体制整備事業を利用しながら、引き続き高齢者の幅広い相談を受け付け、関係機関と連携しながら支援を実施していく	保健福祉長寿局地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課	
8	（再）	地域子育て支援拠点事業	子育て世帯の居場所兼相談窓口の運営	子育て支援センターにおいて、居場所兼相談窓口として子育て世帯や妊婦を対象に相談に応じる。				○	○	○	○	静岡中央子育て支援センター等21か所で実施	302,845	・静岡中央子育て支援センター等21か所で実施 ・相談件数　11,430件	320,392	A	子育て支援センターを利用する子育て世帯を中心に、子育てに関する相談対応や必要な機関の紹介を行い、子育て世帯の不安軽減に寄与した。	静岡中央子育て支援センター等21か所で実施	320,168		こども未来局	こども未来課	

No.	再掲	①事業名	②取組名	③取組の概要 （女性への支援に寄与できる点）	④対象者							⑤R7取組の実施計画	⑥R7予算額 （千円）	⑦R7取組の実施実績	⑧R7決算額 （千円）	⑨R7評価	⑩R7評価の理由 （女性への支援に寄与した点）	⑪R8取組の実施計画	⑫R8予算額 （千円）	⑬R7評価を踏まえた改善点	⑭所管課		
					乳幼児（0～	小学生（7～	中学生（13～	高校生（16～	19～39歳	40～64歳	65歳以上										局部名	課名	
9	（再）	利用者支援事業	利用者支援事業	子育て支援センターやイベント等において、居場所や相談窓口として子育て世帯や妊婦を対象に相談に応じる。				○	○	○	○	こども未来サポーターの配置12か所	40,070	・こども未来サポーターの配置12か所 ・相談件数　14,249件	39,776	A	子育て支援センターを利用する子育て世帯を中心に、子育てに関する相談対応や必要な機関の紹介を行い、子育て世帯の不安軽減に寄与した。	こども未来サポーターの配置12か所	40,922		こども未来局	こども未来課	
10	（再）	妊娠期から乳幼児期における母子保健相談	妊娠期から乳幼児期における母子保健相談	保健師や助産師等が実施する母子保健相談	○	○	○	○	○	○		希望者への面談実施100% ①妊娠後期（８か月頃）面談 ②こんにちは赤ちゃん訪問 ③１歳児面談 ④２歳児面談	23,250	全ての希望者に対して面談を実施した。 ①妊娠後期（８か月頃）面談：799件 ②こんにちは赤ちゃん訪問：3,494件 ③１歳児面談：660件 ④２歳児面談：366件	21,140	A	妊産婦及び乳幼児への相談業務を通して育児に課題を抱えた家庭を把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	希望者への面談実施100% ①妊娠後期（８か月頃）面談 ②こんにちは赤ちゃん訪問 ③１歳児面談 ④２歳児面談	24,803		こども未来局	こども家庭福祉課	
11	（再）	こども家庭センター事業	こども家庭センター事業	妊産婦及び乳幼児の包括的支援及び個々の家庭に応じた継続的な相談支援を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	電話・面接・訪問等による相談対応	2,038	相談対応件数2,862件 こどもや家庭に関する様々な相談に応じた。	1,587	A	こども家庭センターで対応する子育て世帯の状況やニーズは多種多様であり、それらに対応した相談支援を行うことができた。	妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	1,562		こども未来局	こども家庭福祉課	
12	（再）	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	児童福祉法第６条の３第５項に基づき、養育支援を特に必要とする子育て家庭に、保育士・看護師等が訪問し、助言指導等の支援を行う。	○	○	○	○	○	○		支援依頼家庭への調査・支援計画作成・支援の実施 訪問員研修、連絡調整会議の実施	2,706	調査・支援計画作成26世帯 訪問員研修会4回、会議3回実施	1286	A	支援が必要と判断された世帯全てに支援が実施できた。	支援依頼家庭への訪問調査 支援計画作成 訪問員研修会・連絡会議の実施	2637	困難事例へ対応が多いため、引き続き研修会及び会議の開催のほか、関係機関との連携により、訪問員が円滑に支援を行える体制を継続していく。	こども未来局	こども家庭福祉課	
13	（再）	産後ケア事業	産後ケア事業	出産後１年未満の産後ケアを必要とする母子に対して、助産所等へ宿泊、通所または助産師が対象者宅を訪問して保健指導やケアを行う。	○	○	○	○	○	○		宿泊型、日帰り型（相談・休息タイプ）、日帰り型（相談タイプ）、訪問型により事業実施 合計延べ利用日数3,500日以上	28,713	宿泊型、日帰り型（相談・休息タイプ）、日帰り型（相談タイプ）、訪問型により事業実施 合計延べ利用日数5,085日	47,385	A	R7年度より利用料の引下げ、対象者要件の緩和、受入先の拡充などの見直しを行ったことにより、利便性が高まり、前年比158%の利用延べ日数となった。	宿泊型、日帰り型（相談・休息タイプ）、日帰り型（相談タイプ）、訪問型により事業実施 合計延べ利用日数4,700日以上	59,800	需要に見合う受け皿の確保と切れ目のない支援の継続。	こども未来局	こども家庭福祉課	
16	（再）	ひきこもり支援	ひきこもり支援	市内在住のひきこもり当事者およびその家族を対象に、相談支援や訪問支援、居場所活動、広報啓発活動等を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	ひきこもり支援の実施	33,500	・相談申込者：256人 ・相談回数：2701回 ・ひきこもり改善率：64.8%	31,147	A	ひきこもり当事者及びその家族向けの支援を実施し、 ひきこもり改善率：64.8% と目標値に達したため。	・ひきこもり状態が改善している相談者の割合 ひきこもり改善率：61%以上を維持 ・ひきこもりサポーター養成	16,750	引き続きひきこもり当事者及びその家族向けの支援を継続して実施していく。	こども未来局	こども若者応援課	
17	（再）	保育ソーシャルワーカー活用事業	保育ソーシャルワーカー活用事業	園が覚知した困難を抱える世帯の相談事項に対応し、問題の解決に向けて関係機関に繋ぐことができる保育ソーシャルワーカーを地域ごと園に配置することにより、世帯の問題を改善し、保育教諭の負担軽減を図るとともに、就学先の小学校と情報を共有することで継続支援を円滑に行う。	○							・保育ソーシャルワーカーによる対象世帯への支援 ・保育教諭への対応力向上のための研修 ・就学先の小学校と情報共有 ・対象園園長との合同協議会	6,920	・保育ソーシャルワーカーによる対象世帯への支援（533回） ・保育教諭への対応力向上のための研修（12回） ・就学先の小学校と情報共有 ・対象園園長との合同協議会（２回）	4,839	B	・園に保育ソーシャルワーカーを配置することで、支援対象となる世帯の早期把握・早期支援につながっている。 ・各部署、関係機関や民間の支援団体との連携、協働による、早期から切れ目のない支援体制の構築が行われている。	・保育ソーシャルワーカーによる対象世帯への支援 ・保育教諭への対応力向上のための研修 ・就学先の小学校と情報共有 ・対象園園長との合同協議会	5,580	・支援対象拡充のため、保育ソーシャルワーカー増員に向けた検討を進める。	こども未来局	幼児教育・保育支援課	
18	（再）	スクールカウンセラー事業 スクールソーシャルワーカー事業 訪問教育相談員事業	学校等と連携した支援の実施	貧困など様々な問題を抱える児童生徒や保護者への継続的な支援を行っていく。 児童生徒が抱える心の問題に対しては、スクールカウンセラーが対応し、社会的、福祉的な問題を抱えている家庭に対してはスクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員が、学校や関係機関と連携し、支援を行う。			○	○	○			スクールカウンセラーを市立小中学校118校、高等学校２校の全てに配置している（内、小中学校の13校は要請派遣対応）。 スクールカウンセラーを小学校に週３時間、中学校に規模に応じて週６～８時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に各１人配置（第３支部と第11支部は２人）。社会福祉的手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校２校については、各校１人配置している。 訪問教育相談員を中学校12校に配置し、不登校の生徒や家庭の孤立感を解消したり、ニーズに合わせてサポート資源につなげたりしていく。	142,455	スクールカウンセラー 全SCによる相談実施回数（小中） ・対児童生徒…5,389回 ・対保護者…4,534回 ・対教職員…15,471回 スクールソーシャルワーカー 全SSWによる支援（小中） ・対応児童生徒数…1,100人以上 ・延べ支援回数…4,000回以上 ・関係機関等との連携…3,700件以上 訪問教育相談員 全訪問教育相談員による支援 ・年間対応児童生徒数…160人 ・年間家庭訪問数…3,161回	スクールカウンセラー 小中学校 80,492 高等学校 1,001 スクールソーシャルワーカー 小中学校 26,522 高等学校 375 訪問教育相談員 30,995	A	スクールカウンセラー 児童生徒の養育に関する悩みや不安に寄り添い、抱えている課題の整理等の心理的支援を行った。また、教職員と情報を共有し、保護者（母親）の支援体制の強化に努めた。 スクールソーシャルワーカー 家庭が抱える貧困等の課題に対し、相談をはじめ、家庭訪問や関係機関への同行支援等、支援者が必要とする福祉的な支援を母親に対して行った。 訪問教育相談員 ひきこもりとなっている子の家庭を訪問し、児童生徒とのコミュニケーションを図るとともに、保護者（母親）に対し、悩みや不安に寄り添い、継続して相談に乗った。	スクールカウンセラーを市立小中学校114校、高等学校２校の全てに配置している（内、小中学校の11校は要請派遣対応）。 スクールカウンセラーを小学校に週１．５時間～３．５時間、中学校に規模に応じて週６～８時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを市立小中学校12の支部に14人配置する。社会福祉的手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校２校については、各校１人配置している。	スクールカウンセラー 小中学校 81,135 高等学校 1,491 スクールソーシャルワーカー 小中学校 27,709 高等学校 610	R7に引き続き、クライアントに寄り添った支援を行う。	教育委員会	児童生徒支援課	
19	（再）	学齢簿の編製及び保管事業	学校等と連携した支援の実施	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、関係機関と連携をとりながら、情報保護を確実に行い、安全を確保する。			○	○		○	○	○	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、各学校に児童生徒に関する個人情報の適切な取扱いについて周知徹底し、二次被害防止に務める。	－	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、各学校に児童生徒に関する個人情報の適切な取扱いについて周知徹底し、二次被害防止に務めた。	－	A	困難な問題を抱える女性の子どもに関する個人情報の適切な取扱いについて徹底し、二次被害の防止につながった。	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、各学校に児童生徒に関する個人情報の適切な取扱いについて周知徹底し、二次被害防止に務める。	－	引き続き個人情報の適切な取扱いについて、各学校に周知徹底する。	教育委員会	児童生徒支援課
20	（再）	就学等の諸手続きに関する事務	学校等と連携した支援の実施	必要な就学手続きを行うことで、困難な問題を抱える女性の子どもの就学機会を確保する。			○	○		○	○	○	関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを行う。	－	関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを実施した。	－	A	関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性の子どもの就学手続きを滞りなく実施できた。	関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを行う。	－	引き続き関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを行う	教育委員会	児童生徒支援課
21	（再）	生きづらさを抱える方のための居場所の整備	様々な理由で生きづらさをかける方が気軽に立ち寄り又は支援につながることができる居場所をオンラインと対面で取組む。	課題を発見し、声をかけ、信頼関係の構築をする中で適切な支援につなげる。				○	○	○	○	—	－	—	－	－	－	①オンライン型居場所 月金15時～21時 土日13時～18時 ②対面型居場所 各区月1回	14780	－	保健福祉長寿局	安心感がある温かい社会推進課	
2　保護・回復支援																							
【取組３】　早期から切れ目のない保護・回復支援																							
42		犯罪被害者等支援	各関係機関と連携した切れ目のない相談体制の構築	被害者等のニーズに応じて、庁内関係課や関係機関と連携し、迅速かつ切れ目ない支援を行う。	○	○	○	○	○	○	○	・県や警察、犯罪被害者支援センター等関係機関との連携	378の一部	・関係機関との連携による相談対応（随時）	458の一部	A	・相談者から状況を聞き取るとともに、適切な窓口を案内することができた。	・県や警察、犯罪被害者支援センター等関係機関との連携	397の一部	・関係機関や庁内関係課とのさらなる連携強化を図り、相談者に対する支援をより円滑に行う。	観光文化・市民局	生活安全安心課	
43		養護老人ホーム入所事務	各部署、関係機関や民間の支援団体との連携、協働による、早期から切れ目のない支援の実施	養護老人ホームと連携し、相談から切れ目なく保護を行う							○	養護老人ホームの短期保護事業の利用や養護老人ホームへの措置入所	25,698 （指定管理料に含む）	短期保護事業や養護老人ホームへの入所を適切に実施した。	17,037 （指定管理料に含む）	A	女性も含め、例年通り要件を満たす希望者の措置入所を行った。また短期保護事業を活用することができた。	養護老人ホームの短期保護事業の利用や 養護老人ホームへの措置入所	27,114 （指定管理料に含む）	－	保健福祉長寿局	高齢者福祉課	
44		児童福祉施設入所等措置事業	児童福祉施設入所等措置事業	社会的養護が必要な児童に対して、適切に施設その他への措置を実施することで、児童の福祉向上及び権利擁護を図る。	○	○	○	○				児童福祉法第27条第2項第3号により、児童の児童福祉施設等への措置を行う	1,249,879	児童福祉法第27条第2項第3号により、児童の児童福祉施設等への措置を行った	1,252,977	A	社会的養護が必要な児童に対して、適切に施設その他への措置を実施することで、児童の福祉向上及び権利擁護を図ることができている。	児童福祉法第27条第2項第3号により、児童の児童福祉施設等への措置を行う	1,497,629	措置が必要な児童に対し、入所を進めることができていた。施設の定員状況により、進まないケースもあったが、今後も施設と連携し、措置を進めていく。	こども未来局	児童相談所	
45		一時保護体制の整備	一時保護体制の整備	社会的養護が必要な児童がその処遇が決定されるまでの間、迅速に安心安全な環境で養育されることができる。	○	○	○	○				児童福祉法第33条により、一時的に児童の処遇が決定されるまでの間、安全確保のため保護を行う	21,343	児童福祉法第33条により、一時的に児童の処遇が決定されるまでの間、安全確保のため保護を行った	19,549	A	社会的養護が必要な児童がその処遇が決定されるまでの間、迅速に安心安全な環境で養育できている。	児童福祉法第33条により、一時的に児童の処遇が決定されるまでの間、安全確保のため保護を行う	104,977	施設入所の定員状況などにより、一時保護期間が延びる傾向にあった。定員に関してはやむを得ない部分があるものの、保護者や児童との面接などをスピード感を持って行い、今後も徒に保護期間が延びないよう努めていく	こども未来局	児童相談所	

No.	再掲	①事業名	②取組名	③取組の概要 （女性への支援に寄与できる点）	④対象者							⑤R7取組の実施計画	⑥R7予算額 （千円）	⑦R7取組の実施実績	⑧R7決算額 （千円）	⑨R7評価	⑩R7評価の理由 （女性への支援に寄与した点）	⑪R8取組の実施計画	⑫R8予算額 （千円）	⑬R7評価を踏まえた改善点	⑭所管課	
					乳幼児（0～	小学生（7～	中学生（13～	高校生（16～	19～39歳	40～64歳	65歳以上										局部名	課名
10	（再）	妊娠期から乳幼児期における母子保健相談	妊娠期から乳幼児期における母子保健相談	保健師や助産師等が実施する母子保健相談	○	○	○	○	○	○		希望者への面談実施100% ①妊娠後期（8か月頃）面談 ②こんにちは赤ちゃん訪問 ③１歳児面談 ④２歳児面談	23,250	全ての希望者に対して面談を実施した。 ①妊娠後期（8か月頃）面談：799件 ②こんにちは赤ちゃん訪問：3,494件 ③１歳児面談：660件 ④２歳児面談：366件	21,140	A	妊産婦及び乳幼児への相談業務を通して育児に課題を抱えた家庭を把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	希望者への面談実施100% ①妊娠後期（8か月頃）面談 ②こんにちは赤ちゃん訪問 ③１歳児面談 ④２歳児面談	24,803		こども未来局	こども家庭福祉課
11	（再）	こども家庭センター事業	こども家庭センター事業	妊産婦及び乳幼児の包括的支援及び個々の家庭に応じた継続的な相談支援を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	電話・面接・訪問等による相談対応	2,038	相談対応件数2,862件 こどもや家庭に関する様々な相談に応じた。	1,587	A	こども家庭センターで対応する子育て世帯の状況やニーズは多種多様であり、それらに対応した相談支援を行うことができた。	妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	1,562		こども未来局	こども家庭福祉課
12	（再）	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	児童福祉法第６条の３第５項に基づき、養育支援を特に必要とする子育て家庭に、保育士・看護師等が訪問し、助言指導等の支援を行う。	○	○	○	○	○	○		支援依頼家庭への調査・支援計画作成・支援の実施 訪問員研修、連絡調整会議の実施	2,706	調査・支援計画作成26世帯 訪問員研修会4回、会議3回実施	1286	A	支援が必要と判断された世帯全てに支援が実施できた。	支援依頼家庭への訪問調査 支援計画作成 訪問員研修会・連絡会議の実施	2637	困難事例へ対応が多いため、引き続き研修会及び会議の開催のほか、関係機関との連携により、訪問員が円滑に支援を行える体制を継続していく。	こども未来局	こども家庭福祉課
13	（再）	産後ケア事業	産後ケア事業	出産後１年未満の産後ケアを必要とする母子に対して、助産所等へ宿泊、通所または助産師が対象者宅を訪問して保健指導やケアを行う。	○	○	○	○	○	○		宿泊型、日帰り型（相談・休息タイプ）、日帰り型（相談タイプ）、訪問型により事業実施 合計延べ利用日数3,500日以上	28,713	宿泊型、日帰り型（相談・休息タイプ）、日帰り型（相談タイプ）、訪問型により事業実施 合計延べ利用日数5,085日	47,385	A	R7年度より利用料の引下げ、対象者要件の緩和、受入先の拡充などの見直しを行ったことにより、利便性が高まり、前年比158%の利用延べ日数となった。	宿泊型、日帰り型（相談・休息タイプ）、日帰り型（相談タイプ）、訪問型により事業実施 合計延べ利用日数4,700日以上	59,800	需要に見合う受け皿の確保と切れ目のない支援の継続。	こども未来局	こども家庭福祉課
21	（再）	生きづらさを抱える方のための居場所の整備	様々な理由で生きづらさをかける方が気軽に立ち寄り又は支援につながることができる居場所をオンラインと対面で取組む。	課題を発見し、声をかけ、信頼関係の構築をする中で適切な支援につなげる。				○	○	○	○	—	－	－	－	－	－	①オンライン型居場所 月金15時～21時 土日13時～18時 ②対面型居場所 各区月1回	14780	－	保健福祉長寿局	安心感がある温かい社会推進課
38	（再）	母子生活支援・助産施設運営費	母子生活支援・助産施設運営費	児童福祉法第22条及び第23条の規定により実施する母子生活支援施設及び助産施設への入所措置に係る費用を負担する。	○	○	○	○	○	○	○	入所者措置費の支払事務	82,195	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行った。	79239	A	母子生活支援施設の入所者の多くはDV被害者であり、被害者の安全確保と自立支援に寄与した。	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行う。	83628		こども未来局	こども家庭福祉課
3　自立支援																						
【取組４】　本人の意思に寄り添った自立支援																						
46		女性のための就職・転職・キャリア相談	本人の意思に寄り添った自立支援のための相談支援体制の充実	女性を対象としたキャリアカウンセリングを実施することで、キャリア形成の促進し、本人の意思に寄り添った自立を支援する。					○	○		静岡市女性会館において、キャリア相談を実施する。	－ （指定管理料に含む）	静岡市女性会館において、キャリア相談を実施する。（対応件数44件）	－ （指定管理料に含む）	A	計画どおり実施することで、女性のキャリア形成を促進し、本人の意思に寄り添った自立を支援する一助となった。	静岡市女性会館において、キャリア相談を実施する。	－ （指定管理料に含む）	引き続き女性のキャリア形成を促進し、本人の意思に寄り添った自立を支援する。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（男女共同参画・人権政策課）
47		養護老人ホーム入所事務	本人の意思に寄り添った自立支援のための相談、支援の実施	短期保護事業や養護老人ホームに入所の際、本人と相談しながら今後の処遇や支援方法を検討する							○	養護老人ホームの短期保護事業利用時の自立支援、養護老人ホーム（指定管理）職員による自立支援実施	－ （指定管理料に含む）	指定管理者の職員により自立支援を行うことができた。	－ （指定管理料に含む）	A	利用者アンケートの結果も良好であり、職員による適切な対応ができている。	養護老人ホームの短期保護事業利用時の自立支援、養護老人ホーム（指定管理）職員による自立支援実施	－ （指定管理料に含む）	－	保健福祉長寿局	高齢者福祉課
48		インクルーシブ雇用推進事業	本人の意思に寄り添った自立支援のための相談支援体制の充実	相談を傾聴しながら内容の整理を行い、本人の意向を尊重しながら適切な就労支援及びマッチング支援を行う。				○	○	○	○	就労支援及びマッチング支援の実施	33,440の一部	相談支援件数　240件 マッチング支援件数　90件	29,128の一部	A	LINEから24時間予約受付を可能とし、相談方法も対面だけでなく、電話やチャットなど複数設けることでライフスタイルに合わせた相談支援が実施できた。	①相談支援件数 ②マッチング支援件数	33,000の一部	引続き様々な相談方法により、ライフスタイルに合った相談ができるよう支援していく。マッチングにデジタルを使用することで、ミスマッチングの件数を減らしていく。	保健福祉長寿局地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課
49		精神保健福祉相談	様々な心の健康問題に関する面接相談の無料実施	相談を傾聴しながら内容の整理を行い、本人の意向を尊重しながら適切な支援機関の情報提供を行う。					○	○	○	毎週月木金曜日、各２枠	－	祝日および年末年始の休暇を除く週３日（月・木・金）、予約による来所相談を実施した.	－	A	計画通り実施し、精神保健福祉相談を通じて相談者の自立支援に寄与できた。	精神疾患を抱える方やその家族等を対象に週３日（月、木、金）予約制による専門相談を含む面接相談を実施	－	所内の事例検討を通じて職員の相談対応力の向上を図る。適切な社会資源につなかるように職員間で情報共有していく。予約日まで期間が空く相談者に対しては、予約受付時にも必要な助言及び他機関の情報提供を行う。	保健福祉長寿局保健衛生医療部	こころの健康センター
50		妊娠高血圧症候群等療養援護費	各区健康支援課及び医療機関との連携による療養援護の実施	妊娠高血圧症候群等（妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血又は心疾患）に罹患している妊産婦に対し、世帯の所得状況や診療内容・入院日数に応じて療養援護費を支給する。				○	○	○	○	HPによる制度広報の実施	26	HPを通じて制度及び申請方法についての広報を実施した。	0	A	対象者への支援を行える体制にあることを広く周知できたため。	HPによる制度広報の実施	26		保健福祉長寿局保健所	保健所総務課
51		児童扶養手当	児童扶養手当	18歳までの児童を監護・養育するひとり親家庭等に支給する手当				○	○	○	○	年12回の手当の支給	1,965,111千円	支給世帯数：21,591件	1,921,154	A	ひとり親家庭の約９割が母子家庭であり、母子家庭の母親の生活の安定と自立の促進に寄与した。	年12回の手当の支給	1,949,602		こども未来局	こども家庭福祉課
52		母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の親が、資格をとるための講座を受けた場合に、受講料の一部を助成する。				○	○	○	○	対象者に給付金の支給	5,395千円	支給件数：12件	1,778	A	ひとり親家庭の約９割が母子家庭であり、母子家庭の母親の自立の促進に寄与した。	対象者に給付金の支給	4,265		こども未来局	こども家庭福祉課
53		高等職業訓練促進給付金等	高等職業訓練促進給付金等	20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の親が、資格をとるために養成機関に修業した場合に、修業期間中の生活を支援するための給付金を支給する。				○	○	○	○	対象者に給付金の支給	36,206千円	支給件数 高等職業訓練促進給付金：23件 高等職業訓練修了支援金：10件	18,597	A	ひとり親家庭の約９割が母子家庭であり、母子家庭の母親の生活の安定と自立の促進に寄与した。	対象者に給付金の支給	25,767		こども未来局	こども家庭福祉課
54		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	20歳未満のひとり親家庭の親またはその子どもが高卒認定試験に合格するための講座を受講した場合に受講料の一部を助成する。				○	○	○	○	対象者に給付金の支給	0千円	支給件数：０件	0	D	－	R7をもって事業廃止。	－	－	こども未来局	こども家庭福祉課
55		母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立や扶養している児童の福祉の推進のため、必要な資金の貸付を行う。		○	○	○	○	○	○	修学資金など12種類の貸付金の貸し付け	348,010	修学、就学支度、生活、修業資金等481件の貸付を実施した。	330,167	A	母子及び父子並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成に必要な支援となる貸付を行うことができた。	修学資金など12種類の貸付金の貸し付け	370,390		こども未来局	こども家庭福祉課
56		母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業	個々の事情に沿った自立支援プログラムを策定し、他機関等と連携して自立・就業支援を行う。					○	○	○	母子自立支援プログラムの策定による就労支援	2,529	自立支援プログラム策定件数34件 就労件数15件	2525	A	プログラム策定員を配置し、個一の希望や実情に沿った支援計画を作成し、就労支援を行った。	プログラム策定員を配置し、個々の希望や実情に沿った支援計画を作成し、就労支援を行う。	3104		こども未来局	こども家庭福祉課
57		ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の保護者が、技能取得、就職活動、疾病等の理由で一時的に生活援助等が必要する世帯に対して、家庭生活支援員を派遣する。	○	○	○	○	○	○	○	家庭生活支援員の派遣	2,985	子育て支援を48件に、日常生活の支援を行う生活援助を61件に対して実施した。延べ派遣回数146回	2980	A	日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対し、支援員を派遣し、子育て支援及び生活支援を行うことができた。	一時的に生活扶助、保育サービスが必要な場合や生活環境の変化により日常生活に支障が生じているひとり親家庭に支援員を派遣する。	3070		こども未来局	こども家庭福祉課
58		ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭の児童の話し相手、相談相手、遊び相手等になるボランティアのホームフレンドの派遣を行う。	○	○	○	○	○	○	○	ホームフレンドの派遣	568	ホームフレンド派遣対象家庭登録数13世帯 訪問実施回数24回 延べ派遣時間数102時間	565	A	ひとり親家庭の精神的支援や生活の安定をはかるため計画通り大学生などのホームフレンドの派遣を実施した。	令和７年度末で事業廃止	－	－	こども未来局	こども家庭福祉課
59		ひとり親家庭相談窓口設置事業	ひとり親家庭相談窓口設置事業	ひとり親家庭が気軽に生活相談、就労相談ができる相談窓口を設置している。					○	○	○	相談窓口の設置	3,996	相談件数1,292件	3990	A	就労支援専門員を配置し、生活相談、就労相談を行った。	就労支援専門員を配置し、生活相談、就労相談を行う。	4214		こども未来局	こども家庭福祉課
60		ひとり親サポートセンター運営事業	ひとり親サポートセンター運営事業	ひとり親家庭の親を対象に、生活・就業・養育費等の相談を実施している。					○	○	○	母子家庭等就業・自立支援センターの運営	9,494	就業・自立支援センターにおいて就労相談、生活一般相談など（1,664件）、弁護士による特別相談、養育費相談等を実施。	29,558	A	ひとり親家庭の約９割が母子家庭であり、母子家庭の母親の自立の促進に寄与した。	母子家庭等就業・自立支援センターの運営	9,274		こども未来局	こども家庭福祉課

No.	再掲	①事業名	②取組名	③取組の概要 （女性への支援に寄与できる点）	④対象者							⑤R7取組の実施計画	⑥R7予算額 （千円）	⑦R7取組の実施実績	⑧R7決算額 （千円）	⑨R7評価	⑩R7評価の理由 （女性への支援に寄与した点）	⑪R8取組の実施計画	⑫R8予算額 （千円）	⑬R7評価を踏まえた改善点	⑭所管課	
					乳幼児（0～	小学生（7～	中学生（13～	高校生（16～	19～39歳	40～64歳	65歳以上										局部名	課名
61		児童自立支援事業	児童自立支援事業	子どもの希望に沿った自立を支援するとともに、18歳を超えた子どもに対しても継続的な支援ができる体制を整えている。					○			措置解除等に伴い児童養護施設等を退所し就業又は進学する児童等に対し、事業実施事業者が、生活相談、就業支援等を実施	92,134	生活相談事業として、12名への支援を実施し、成人後も相談できる体制を整えた。	75,763	A	措置解除後も支援できる体制を整備することにより、生活の安定や就労の定着に寄与した。	社会的養護自立支援拠点の整備により、事業統合を行ったため、当該事業に関しては廃止とした。	－	－	こども未来局	児童相談所
62		市営住宅の一時使用、単身世帯入居制度	市営住宅の一時使用、単身世帯入居制度	ＤＶ被害者を対象として、市営住宅の入居要件を配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	静岡市まちづくり公社（指定管理者）HPにて単身者世帯の申込資格要件について掲載し、相談対応ができる体制を整える。	386,054の一部	静岡市まちづくり公社（指定管理者）HPにて単身者世帯の申込資格要件について掲載し、相談対応ができる体制を整えている。	386,054の一部	A	住宅の問題を抱える女性及び同伴する子どもの自立支援のため、市営住宅等への入居及びその相談の支援を行った。	静岡市まちづくり公社（指定管理者）HPにて単身者世帯の申込資格要件について掲載し、相談対応ができる体制を継続する。	386,054の一部	特になし	都市局	住宅政策課
10	（再）	妊娠期から乳幼児期における母子保健相談	妊娠期から乳幼児期における母子保健相談	保健師や助産師等が実施する母子保健相談	○	○	○	○	○	○		希望者への面談実施100% ①妊娠後期（８か月頃）面談 ②こんにちは赤ちゃん訪問 ③１歳児面談 ④２歳児面談	23,250	全ての希望者に対して面談を実施した。 ①妊娠後期（８か月頃）面談：799件 ②こんにちは赤ちゃん訪問：3,494件 ③１歳児面談：660件 ④２歳児面談：366件	21,140	A	妊産婦及び乳幼児への相談業務を通して育児に課題を抱えた家庭を把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	希望者への面談実施100% ①妊娠後期（８か月頃）面談 ②こんにちは赤ちゃん訪問 ③１歳児面談 ④２歳児面談	24,803		こども未来局	こども家庭福祉課
11	（再）	こども家庭センター事業	こども家庭センター事業	妊産婦及び乳幼児の包括的支援及び個々の家庭に応じた継続的な相談支援を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	電話・面接・訪問等による相談対応	2,038	相談対応件数2,862件 こどもや家庭に関する様々な相談に応じた。	1,587	A	こども家庭センターで対応する子育て世帯の状況やニーズは多種多様であり、それらに対応した相談支援を行うことができた。	妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	1,562		こども未来局	こども家庭福祉課
12	（再）	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	児童福祉法第６条の３第５項に基づき、養育支援を特に必要とする子育て家庭に、保育士・看護師等が訪問し、助言指導等の支援を行う。	○	○	○	○	○	○		支援依頼家庭への調査・支援計画作成・支援の実施 訪問員研修、連絡調整会議の実施	2,706	調査・支援計画作成26世帯 訪問員研修会4回、会議3回実施	1286	A	支援が必要と判断された世帯全てに支援が実施できた。	支援依頼家庭への訪問調査 支援計画作成 訪問員研修会・連絡会議の実施	2637	困難事例へ対応が多いため、引き続き研修会及び会議の開催のほか、関係機関との連携により、訪問員が円滑に支援を行える体制を継続していく。	こども未来局	こども家庭福祉課
13	（再）	産後ケア事業	産後ケア事業	出産後１年未満の産後ケアを必要とする母子に対して、助産所等へ宿泊、通所または助産師が対象者宅を訪問して保健指導やケアを行う。	○	○	○	○	○			宿泊型、日帰り型（相談・休息タイプ）、日帰り型（相談タイプ）、訪問型により事業実施 合計延べ利用日数3,500日以上	28,713	宿泊型、日帰り型（相談・休息タイプ）、日帰り型（相談タイプ）、訪問型により事業実施 合計延べ利用日数5,085日	47,385	A	R7年度より利用料の引下げ、対象者要件の緩和、受入先の拡充などの見直しを行ったことにより、利便性が高まり、前年比158%の利用延べ日数となった。	宿泊型、日帰り型（相談・休息タイプ）、日帰り型（相談タイプ）、訪問型により事業実施 合計延べ利用日数4,700日以上	59,800	需要に見合う受け皿の確保と切れ目のない支援の継続。	こども未来局	こども家庭福祉課
14	（再）	ヤングケアラー支援	ヤングケアラー支援	39歳までのヤングケアラー（こども・若者）に対し、コーディネーターによるケース対応及び関係機関との連携、関係機関等職員研修の実施、ヘルパー派遣事業の実施及び同じ境遇の人と交流を図れるような居場所の提供。	○	○	○	○	○			ヤングケアラーの負担を軽減するためのアウトリーチ型支援の実施。	2,120	・ヤングケアラーコーディネーターによる関係機関との連携 受付件数：新規47世帯56人 ・関係機関等職員研修 主催（関係機関２回、学校２回、事業所２回）、依頼12回 ・ピアサポート事業：１箇所９回実施 ・ヤングケアラーヘルパー派遣 実績：20世帯 ・食支援（モデル自治体）：新規20世帯	1,743	A	周知啓発の継続実施、食支援の実施により、新規受付件数が増加した。ヤングケアラー支援窓口につながったヤングケアラーを関係機関と連携して支援にあたることができた。	・ヤングケアラーの負担を軽減するためのアウトリーチ型支援の実施（ヤングケアラーコーディネーターによるアウトリーチ型支援、関係機関職員研修や出前講座、ヘルパー派遣、食支援） ・市立小中高校生を対象としたヤングケアラー実態把握調査の実施	3,120	これまで令和3年度に静岡県が実施したヤングケアラー実態調査の推計人数を基に目標値を設定してきたが、無記名調査であったため、個人の把握はできていないという課題がある。このため、令和８年度は任意の記名式による実態調査を実施し、また支援につながっていない児童生徒の把握を進め、支援を行っていく。	こども未来局	こども若者応援課
16	（再）	ひきこもり支援	ひきこもり支援	市内在住のひきこもり当事者およびその家族を対象に、相談支援や訪問支援、居場所活動、広報啓発活動等を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	ひきこもり支援の実施	33,500	・相談申込者：256人 ・相談回数：2701回 ・ひきこもり改善率：64.8%	31,147	A	ひきこもり当事者及びその家族向けの支援を実施し、 ひきこもり改善率：64.8% と目標値に達したため。	・ひきこもり状態が改善している相談者の割合 ひきこもり改善率：61%以上を維持 ・ひきこもりサポーター養成	16,750	引き続きひきこもり当事者及びその家族向けの支援を継続して実施していく。	こども未来局	こども若者応援課
21	（再）	生きづらさを抱える方のための居場所の整備	様々な理由で生きづらさをかける方が気軽に立ち寄り又は支援につながることができる居場所をオンラインと対面で取組む。	課題を発見し、声をかけ、信頼関係の構築をする中で適切な支援につなげる。					○	○	○	○	－	－	－	－	－	①オンライン型居場所 月金15時～21時 土日13時～18時 ②対面型居場所 各区月1回	14780	－	保健福祉長寿局	安心感がある温かい社会推進課
38	（再）	母子生活支援・助産施設運営費	母子生活支援・助産施設運営費	児童福祉法第22条及び第23条の規定により実施する母子生活支援施設及び助産施設への入所措置に係る費用を負担する。	○	○	○	○	○	○	○	入所者措置費の支払事務	82,195	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行った。	79239	A	母子生活支援施設の入所者の多くはDV被害者であり、被害者の安全確保と自立支援に寄与した。	母子生活支援施設等に対して適切な入所及び退所事務処理を行う。	83628		こども未来局	こども家庭福祉課
42	（再）	犯罪被害者等支援	各関係機関と連携した切れ目のない相談体制の構築	被害者等のニーズに応じて、庁内関係課や関係機関と連携し、迅速かつ切れ目ない支援を行う。	○	○	○	○	○	○	○	・県や警察、犯罪被害者支援センター等関係機関との連携	378の一部	・関係機関との連携による相談対応（随時）	458の一部	A	・相談者から状況を聞き取るとともに、適切な窓口を案内することができた。	・県や警察、犯罪被害者支援センター等関係機関との連携	397の一部	・関係機関や庁内関係課とのさらなる連携強化を図り、相談者に対する支援をより円滑に行う。	観光文化・市民局	生活安全安心課
Ⅱ　支援の体制																						
【取組５】　連携による支援の実施																						
63		困難な問題を抱える女性への支援に関する調整会議	支援調整会議を通じた早期から切れ目のない最適な支援の実施	困難な問題を抱える女性支援の関係課、関係機関・団体を構成員とする支援調整会議を組織し、早期から切れ目のない支援を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	支援調整会議の方向性を示す	－	本市における困難女性支援支援調整会議のあり方について、国ガイドライン等に基づき検討し、関係課・関係機関等に意見を聴取した。	－	B	関係課等への聞取りを通して、が直面する課題を把握しながら、困難な問題を抱える女性に対して、より多角的にアプローチできるよう、会議体を検討することができた。 ただし、想定以上に検討に時間を要し、方向性の確定に至らなかったため、B評価とする。	支援調整会議の設置案を再考し、方向性を確定させる。	－	関係課・関係機関への聞取り結果等を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して無理なく支援を実施できる体制を検討する。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（男女共同参画・人権政策課）
64		静岡市配偶者暴力相談支援センター	各部署・関係機関等との連携による支援の実施	配偶者や同居する交際相手からの暴力に関する相談に応じ支援を行う。	○	○	○	○	○	○	○	連携による支援の実施	－	ＤＶ被害女性の相談に対し、助言や指導を行い、状況に応じて女性及び同伴児の保護を実施した。	－	A	ＤＶ被害女性の相談に対し、適正な支援を実施できたため。	連携による支援の実施	－	引き続き女性相談支援員と連携し、適切な支援の実施に努める。	保健福祉長寿局	福祉総務課
65		女性相談	各部署・関係機関等との連携による支援の実施	女性の抱える様々な悩みや問題について相談に応じ支援を行う。	○	○	○	○	○	○	○	連携による支援の実施	177	女性の抱える様々な悩みや問題について相談に応じ、適正な支援を実施した。	116	A	女性の抱える様－な悩みや問題について相談に対し、適正な支援を実施できたため。	連携による支援の実施	174	引き続き女性相談支援員と連携し、適切な支援の実施に努める。	保健福祉長寿局	福祉総務課
66		生活保護	各部署・関係機関等との連携による支援の実施	最低限度の生活を保障し、自立した生活を送ることができるよう支援の実施	○	○	○	○	○	○	○	連携による支援の実施	16,188,018（扶助費）	生活扶助費の適正な支給及び世帯の状況に応じた適正な支援を実施した。	15,537,270（扶助費）	A	女性を含む生活保護受給者に対し、適正な支援を実施できたため。	連携による支援の実施	15,620,739（扶助費）	引き続き各区生活支援課と連携し、適切な支援の実施に努める。	保健福祉長寿局	福祉総務課
67		生活困窮者自立相談支援事業	各部署・関係機関等との連携による支援の実施	市内３カ所に相談窓口を設置し、相談者のおかれた状況に応じた支援プランを作成し、伴走型の支援を実施	○	○	○	○	○	○	○	連携による支援の実施	47,673（自立相談支援事業のみ）	世帯の状況に応じた必要な情報の提供・助言を行い、困窮者に対し適正な支援を実施した。	47,673（自立相談支援事業のみ）	A	女性を含む生活困窮者に対し、適正な支援を実施できたため。	連携による支援の実施	49,208（自立相談支援事業のみ）	引き続き自立相談支援機関と連携し、適切な支援の実施に努める。	保健福祉長寿局	福祉総務課

No.	再掲	①事業名	②取組名	③取組の概要 （女性への支援に寄与できる点）	④対象者							⑤R7取組の実施計画	⑥R7予算額 （千円）	⑦R7取組の実施実績	⑧R7決算額 （千円）	⑨R7評価	⑩R7評価の理由 （女性への支援に寄与した点）	⑪R8取組の実施計画	⑫R8予算額 （千円）	⑬R7評価を踏まえた改善点	⑭所管課		
					乳幼児（0～	小学生（7～	中学生（13～	高校生（16～	19～39歳	40～64歳	65歳以上										局部名	課名	
68		S型デイサービス事業	S型デイサービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域住民（ボランティア）が主体となって運営している、ミニデイサービスを実施。高齢者の生きがい創出・孤立感解消し、要介護状態の予防を図る。							○	①実施会場数　271会場 ②参加者実人数　5,500人	66,800	①実施会場数　269会場 ②参加者実人数　4,758人	64,387	B	計画していた会場数・参加者数を下回る結果となったが、家に閉じこもりがちな高齢女性に対し、地域の居場所を提供することで、孤立感の解消や生きがいの創出に寄与した。	参加者満足度　72%	66,800	周知方法が口コミに依存し、閉じこもりがちな高齢女性に情報が届きにくかったため、家族への周知やホームページの充実を図る。さらに、多世代・多文化交流や介護予防プログラム「しずおか ちゃらちゃら」参加者によるレクリエーション等、新しい要素を導入する。 また、第５次総合計画が掲げるアウトカム重視の方針を踏まえ、事業効果を参加者の視点から測定する「参加者満足度」を実施計画の指標として設定した。なお、目標値はR4～R7年度の実績の平均値を踏まえて設定した。	保健福祉長寿局地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課	
69		地域ケア会議推進事業	地域包括支援センターによる支援の必要な高齢者に関する地域ケア会議等の実施	高齢者の相談窓口として、多様な相談に対応するHPで、高齢者の人権や財産を守るため、必要時地域ケア会議等を実施する。							○	地域ケア会議を開催する。	2,762	280回（会議開催数）	1,646	A	男女を問わず、高齢者の抱える課題解決や自立支援等に向けた会議を開催できた。	各センター年１回以上地域ケア会議を開催する。	2,727	引き続き高齢者の自立支援のため、多職種との協働による検討を重ねる。個別ケースの検討を重ね、地域の関係機関等と連携しながら支援していく。	保健福祉長寿局地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課	
70		若年がん患者等生殖機能温存療法治療費補助	若年がん患者等生殖機能温存療法治療費補助	がん治療により生殖機能が低下し、又は失われる可能性があると医師に診断された43歳未満の方に対して、生殖機能温存治療費を補助		○	○	○	○			対象の治療への補助	10,460 の一部	補助対象となる生殖機能温存治療に係る経費を要するがん患者に対し、計１件（卵子凍結１件、胚凍結３件）の補助金の交付を実施した（交付実施率100%）	306	A	補助金の交付により、将来子どもを産み育てることを望むがん患者等が、希望をもってがん治療に取り組めるよう支援を行うことができた。	補助対象となる生殖機能温存治療に係る経費を要するがん患者へ、補助金の交付をする（交付実施率100%）	10,353 の一部	支援を必要としている市民が利用できるよう、引き続き事業の周知を行う。	保健福祉長寿局健康福祉部	健康づくり推進課	
71		要保護児童対策協議会	要保護児童対策協議会	児童福祉法第25条の２第１項に基づき設置。要保護児童の適切な保護または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るための情報交換や支援の内容に関する協議をする。	○	○	○	○	○	○	○	代表者会議年1～２回 定例実務者会議各区月１回 定例実務者会議進行管理会議各区４か月に１回 個別ケース検討会議随時	692	代表者会議　１回 実務者会議　定例会：36回 進行管理会議：９回 個別ケース検討会議　随時（延39人）	572	A	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を検討することができ、ネットワークの強化を図ることができた。	代表者会議　年１～２回 実務者会議 定例会：各区月１回 進行管理会議：各区４か月に１回 個別ケース検討会議　随時	642		こども未来局	こども家庭福祉課	
4	（再）	静岡市多文化共生総合センター	静岡市多文化共生総合センター	外国人住民に係る生活上の相談や情報提供を多言語（やさしい日本語を含む）で行う。	○	○	○	○	○	○	○	委託による多文化共生総合センターの運営	13200	773件の相談に対応し、行政書士や弁護士を含めた関連団体や関連部署と連携しながら対応した。	8,802	A	計画どおり実施し、在住外国人が安心して暮らすための相談窓口を整備した。	多様な言語を話す外国人住民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	7,950	引き続き在住外国人が安心して暮らすための生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で行う。また外国人住民と共生する地域住民の相談も対応できることの周知を行う。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（国際交流課）	
10	（再）	妊娠期から乳幼児期における母子保健相談	妊娠期から乳幼児期における母子保健相談	保健師や助産師等が実施する母子保健相談	○	○	○	○	○	○		希望者への面談実施100% ①妊娠後期（８か月頃）面談 ②こんにちは赤ちゃん訪問 ③１歳児面談 ④２歳児面談	23,250	全ての希望者に対して面談を実施した。 ①妊娠後期（８か月頃）面談：799件 ②こんにちは赤ちゃん訪問：3,494件 ③１歳児面談：660件 ④２歳児面談：366件	21,140	A	妊産婦及び乳幼児への相談業務を通して育児に課題を抱えた家庭を把握し、安心して子育てできるよう支援を行うことができた。	希望者への面談実施100% ①妊娠後期（８か月頃）面談 ②こんにちは赤ちゃん訪問 ③１歳児面談 ④２歳児面談	24,803		こども未来局	こども家庭福祉課	
11	（再）	こども家庭センター事業	こども家庭センター事業	妊産婦及び乳幼児の包括的支援及び個々の家庭に応じた継続的な相談支援を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	電話・面接・訪問等による相談対応	2,038	相談対応件数2,862件 こどもや家庭に関する様々な相談に応じた。	1,587	A	こども家庭センターで対応する子育て世帯の状況やニーズは多種多様であり、それらに対応した相談支援を行うことができた。	妊娠期から子育て期に係るこどもや家庭に関する様々な相談に対して、面接や家庭訪問等で対応する。	1,562		こども未来局	こども家庭福祉課	
12	（再）	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	児童福祉法第６条の３第５項に基づき、養育支援を特に必要とする子育て家庭に、保育士・看護師等が訪問し、助言指導等の支援を行う。	○	○	○	○	○	○		支援依頼家庭への調査・支援計画作成・支援の実施 訪問員研修、連絡調整会議の実施	2,706	調査・支援計画作成26世帯 訪問員研修会4回、会議3回実施	1286	A	支援が必要と判断された世帯全てに支援が実施できた。	支援依頼家庭への訪問調査 支援計画作成 訪問員研修会・連絡会議の実施	2637	困難事例へ対応が多いため、引き続き研修会及び会議の開催のほか、関係機関との連携により、訪問員が円滑に支援を行える体制を継続していく。	こども未来局	こども家庭福祉課	
16	（再）	ひきこもり支援	ひきこもり支援	市内在住のひきこもり当事者およびその家族を対象に、相談支援や訪問支援、居場所活動、広報啓発活動等を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	ひきこもり支援の実施	33,500	・相談申込者：256人 ・相談回数：2701回 ・ひきこもり改善率：64.8%	31,147	A	ひきこもり当事者及びその家族向けの支援を実施し、 ひきこもり改善率：64.8% と目標値に達したため。	・ひきこもり状態が改善している相談者の割合 ひきこもり改善率：61%以上を維持 ・ひきこもりサポーター養成	16,750	引き続きひきこもり当事者及びその家族向けの支援を継続して実施していく。	こども未来局	こども若者応援課	
17	（再）	保育ソーシャルワーカー活用事業	保育ソーシャルワーカー活用事業	園が覚知した困難を抱える世帯の相談事項に対応し、問題の解決に向けて関係機関に繋ぐことができる保育ソーシャルワーカーを地域ごと園に配置することにより、世帯の問題を改善し、保育教諭の負担軽減を図るとともに、就学先の小学校と情報を共有することで継続支援を円滑に行う。	○							・保育ソーシャルワーカーによる対象世帯への支援 ・保育教諭への対応力向上のための研修 ・就学先の小学校と情報共有 ・対象園園長との合同協議会	6,920	・保育ソーシャルワーカーによる対象世帯への支援（533回） ・保育教諭への対応力向上のための研修（12回） ・就学先の小学校と情報共有 ・対象園園長との合同協議会（２回）	4,839	B	・園に保育ソーシャルワーカーを配置することで、支援対象となる世帯の早期把握・早期支援につながっている。 ・各部署、関係機関や民間の支援団体との連携、協働による、早期から切れ目のない支援体制の構築が行われている。	・保育ソーシャルワーカーによる対象世帯への支援 ・保育教諭への対応力向上のための研修 ・就学先の小学校と情報共有 ・対象園園長との合同協議会	5,580	・支援対象拡充のため、保育ソーシャルワーカー増員に向けた検討を進める。	こども未来局	幼児教育・保育支援課	
18	（再）	スクールカウンセラー事業 スクールソーシャルワーカー事業 訪問教育相談員事業	学校等と連携した支援の実施	貧困など様々な問題を抱える児童生徒や保護者への継続的な支援を行っていく。 児童生徒が抱える心の問題に対しては、スクールカウンセラーが対応し、社会的、福祉的な問題を抱えている家庭に対してはスクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員が、学校や関係機関と連携し、支援を行う。			○	○	○		○	スクールカウンセラーを市立小中学校118校、高等学校２校の全てに配置している（内、小中学校の13校は要請派遣対応）。 スクールカウンセラーを小学校に週３時間、中学校に規模に応じて週６～８時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に各１人配置（第３支部と第11支部は２人）。社会福祉的手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校２校については、各校１人配置している。 訪問教育相談員を中学校12校に配置し、不登校の生徒や家庭の孤立感を解消したり、ニーズに合わせてサポート資源につなげたりしていく。	142,455	スクールカウンセラー 全SCによる相談実施回数（小中） ・対児童生徒…5,389回 ・対保護者…4,534回 ・対教職員…15,471回 スクールソーシャルワーカー 全SSWによる支援（小中） ・対応児童生徒数…1,100人以上 ・延べ支援回数…4,000回以上 ・関係機関等との連携…3,700件以上 訪問教育相談員 全訪問教育相談員による支援 ・年間対応児童生徒数…160人 ・年間家庭訪問数…3,161回	スクールカウンセラー 小中学校 80,492 高等学校 1,001 スクールソーシャルワーカー 小中学校 26,522 高等学校 375 訪問教育相談員 30,995	A	スクールカウンセラー 児童生徒の養育に関する悩みや不安に寄り添い、抱えている課題の整理等の心理的支援を行った。また、教職員と情報を共有し、保護者（母親）の支援体制の強化に努めた。 スクールソーシャルワーカー 家庭が抱える貧困等の課題に対し、相談をはじめ、家庭訪問や関係機関への同行支援等、支援者が必要とする福祉的な支援を母親に対して行った。 訪問教育相談員 ひきこもりとなっている子の家庭を訪問し、児童生徒とのコミュニケーションを図るとともに、保護者（母親）に対し、悩みや不安に寄り添い、継続して相談に乗った。	スクールカウンセラーを市立小中学校114校、高等学校２校の全てに配置している（内、小中学校の11校は要請派遣対応）。 スクールカウンセラーを小学校に週１．５時間～３．５時間、中学校に規模に応じて週６～８時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを市立小中学校12の支部に14人配置する。社会福祉的手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校２校については、各校１人配置している。	スクールカウンセラー 小中学校 81,135 高等学校 1,491 スクールソーシャルワーカー 小中学校 27,709 高等学校 610	R7に引き続き、クライアントに寄り添った支援を行う。	教育委員会	児童生徒支援課	
19	（再）	学齢簿の編製及び保管事業	学校等と連携した支援の実施	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、関係機関と連携をとりながら、情報保護を確実に行い、安全を確保する。			○	○		○	○	○	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、各学校に児童生徒に関する個人情報の適切な取扱いについて周知徹底し、二次被害防止に務める。	－	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、各学校に児童生徒に関する個人情報の適切な取扱いについて徹底し、二次被害の防止につなげた。	－	A	困難な問題を抱える女性の子どもに関する個人情報の適切な取扱いについて徹底し、二次被害の防止につなげた。	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、各学校に児童生徒に関する個人情報の適切な取扱いについて周知徹底し、二次被害防止に務める。	－	引き続き個人情報の適切な取扱いについて、各学校に周知徹底する。	教育委員会	児童生徒支援課
20	（再）	就学等の諸手続きに関する事務	学校等と連携した支援の実施	必要な就学手続きを行うことで、困難な問題を抱える女性の子どもの就学機会を確保する。			○	○		○	○	○	関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを行う。	－	関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを実施した。	－	A	関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性の子どもの就学手続きを滞りなく実施できた。	関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを行う。	－	引き続き関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを行う	教育委員会	児童生徒支援課

No.	再掲	①事業名	②取組名	③取組の概要 （女性への支援に寄与できる点）	④対象者 乳幼児（0～	小学生（7～	中学生（13～	高校生（16～	19～39歳	40～64歳	65歳以上	⑤R7取組の実施計画	⑥R7予算額 （千円）	⑦R7取組の実施実績	⑧R7決算額 （千円）	⑨R7評価	⑩R7評価の理由 （女性への支援に寄与した点）	⑪R8取組の実施計画	⑫R8予算額 （千円）	⑬R7評価を踏まえた改善点	⑭所管課 局部名	課名
28	（再）	養護老人ホーム入所事務	部署、関係機関との連携による支援の実施	各区女性相談員（配偶者暴力相談支援センター）や地域包括支援センターと連携し支援を行う							○	各区福祉事務所間や地域包括支援センターとの連携実施	－	措置入所を行う際、関係課と連携を行うことができた。	－	A	女性も含め、例年通り要件を満たす希望者に相談、適切な自立支援を行う。 また必要に応じて連携する。	要件を満たす希望者に相談、適切な自立支援を行う。	－	－	保健福祉長寿局	高齢者福祉課
37	（再）	保育施設入所支援	保育施設入所支援	就労等で保育が必要な世帯の入所支援だけでなく、DV等子育てに困難な問題を抱える保護者に対して保育施設入所を支援	○				○	○	○	対象者の捕捉と支援の実施	－	令和７年はのべ78件の保育施設入所の支援を行った。	－	A	児童相談所及びこども家庭センターと連携し、入所支援を行った。	児童相談所及びこども家庭センターと連携し、入所支援を行った。 自分が困難な状況にあると考えていない保護者もいるので、積極的に聞き取りを行う。	－	自分が困難な状況にあると考えていない保護者もいるので、積極的に聞き取りを行う。	こども未来局	こども未来課
39	（再）	面接相談	面接相談	困難を抱える０～39歳のこども・若者及びその保護者に対しての相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供及び助言を行うことにより、主訴解決に向けた支援や相談者の不安の軽減を図る。	○	○	○	○	○			面接相談事業の実施。	1,820	【面接相談】 ・相談者数：494名 ・相談改善率　78.6%	面接相談事業費 1,556	A	相談改善率（主訴に対し、具体的な行動ができている）が目標の77.4%を達成した。	面接相談受付：（土日祝・年末年始を除く）８時30分～17時15分 相談対象者：39歳までの子ども・若者及びその保護者・関係者	518	引き続き、当センターの周知に努めるとともに、関係機関との連携のもと、相談者の状況に応じたきめ細やかな支援に努めていく。	こども未来局	こども若者応援課
【取組６】　教育・啓発																						
72		小中学校出前講座	学校出前講座の実施による若年層への教育・啓発	思春期におけるからだと心の成長やデートＤＶ、性の多様性に関する講座を行い、当事者やその周囲の理解を深めることで、予防的支援を行う。			○	○				小・中学生向け出前講座の実施（年20回以上）	312	市内小・中学校25校で出前講座（小学生テーマ：誰もが自分らしく輝くために、中学生テーマ：豊かなセクシュアリティ）を実施した。	200	A	出前講座を通して、思春期の心身の成長や人との関わり方を学ぶ機会を提供することで、自分や相手を大切にする意識を育むことができ、DVや性暴力等の未然防止と早期相談の促進に寄与した。	小・中学生向け出前講座の実施（年20回以上）	200	申込校の固定化が見られるため、未実施校への周知・啓発を強化し、事業の効果を市内全域に広げていく必要がある。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（男女共同参画・人権政策課）
73		こども園向け人権教室	人権教室の実施による幼児への教育・啓発	市内こども園園児に対し、人権尊重に関する教室を行い、当事者やその周囲の理解を深めることで、予防的支援を行う。	○							市立こども園向け人権教室の実施（年５回以上）	242	市内こども園６園で、○×クイズや紙芝居などを取り入れた人権教室を実施した。	0	A	幼少期から人権尊重の意識を育むことで、性別にかかわらず誰もが尊重される社会づくりの基盤形成に寄与した。	市立こども園向け人権教室の実施（年５回以上）	0	園児の理解をより深めるため、発達段階に応じた教材やプログラムの充実を図る。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（男女共同参画・人権政策課）
74		図書の特集展示	関連図書の特集展示の実施	市内12館で、女性への支援に関連する図書の特集展示を実施し、啓発を行うことで、当事者への支援や周囲の理解につなげていく。					○	○	○	関連図書の特集展示の実施	－	市内12館で、女性への支援に関する図書の特集展示を実施した。	－	A	女性への支援に関連する図書の特集展示を全館で実施し、当事者への支援や周囲の理解へのきっかけ作りをすることができた。	全館での特集展示を継続して行うことで、啓発や問題解決のためのきっかけ作りに繋げる	－	展示する資料について、女性への支援に繋げるという視点を意識した選定を行う。	教育委員会	中央図書館
3	（再）	犯罪被害者等支援	犯罪被害者等の相談に関する広報の実施	犯罪被害者等支援に関し、市HPやYoutube広告等による広報を実施する。問題を抱えていながらも相談につながっていない幅広い年代の女性のニーズに応えるため、相談窓口を知らない女性を相談につなげていく。	○	○	○	○	○	○	○	・各種広報の実施 ・庁内研修の実施	285	・犯罪被害者週間中における庁舎内でのパネル展示（３庁舎） ・YouTube広告による広報２回（８月～９月、11月～12月） ・各区広告付窓口番号案内表示システムにて静岡市総合案内窓口及び見舞金制度を紹介する静止画を放映（８～９月、１～３月）	275	A	・リーフレットを作成し関係機関での配架により市民周知できた。 ・啓発にインターネット媒体を利用することで、幅広い世代への周知を図ることができた。 ・講演会、パネル展示及び各区広告付窓口番号案内表示システムにて、相談窓口の周知を図ることができた。	・各種広報（広報紙、パネル展示、各区広告付窓口番号案内システム等）の実施	397の一部	・SNS等を利用し、幅広い世代へ周知する。	観光文化・市民局	生活安全安心課
4	（再）	静岡市多文化共生総合センター	静岡市多文化共生総合センター	外国人住民に係る生活上の相談や情報提供を多言語（やさしい日本語を含む）で行う。	○	○	○	○	○	○	○	委託による多文化共生総合センターの運営	13200	773件の相談に対応し、行政書士や弁護士を含めた関連団体や関連部署と連携しながら対応した。	8,802	A	計画どおり実施し、在住外国人が安心して暮らすための相談窓口を整備した。	多様な言語を話す外国人住民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	7,950	引き続き在住外国人が安心して暮らすための生活上の相談や情報提供を多言語でやさしい日本語で行う。また外国人住民と共生する地域住民の相談も対応できることの周知を行う。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（国際交流課）
18	（再）	スクールカウンセラー事業 スクールソーシャルワーカー事業 訪問教育相談員事業	学校等と連携した支援の実施	貧困など様々な問題を抱える児童生徒や保護者への継続的な支援を行っていく。 児童生徒が抱える心の問題に対しては、スクールカウンセラーが対応し、社会的、福祉的な問題を抱えている家庭に対してはスクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員が、学校や関係機関と連携し、支援を行う。			○	○	○			スクールカウンセラーを市立小中学校118校、高等学校２校の全てに配置している（内、小中学校の13校は要請派遣対応）。 スクールカウンセラーを小学校に週３時間、中学校に規模に応じて週６～８時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に各１人配置（第３支部と第11支部は２人）。社会福祉的手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校２校については、各校１人配置している。 訪問教育相談員を中学校12校に配置し、不登校の生徒や家庭の孤立感を解消したり、ニーズに合わせてサポート資源につなげたりしていく。	142,455	スクールカウンセラー 　全SCによる相談実施回数（小中） ・対児童生徒…5,389回 ・対保護者…4,534回 ・対教職員…15,471回 スクールソーシャルワーカー 　全SSWによる支援（小中） ・対応児童生徒数…1,100人以上 ・延べ支援回数…4,000回以上 ・関係機関等との連携…3,700件以上 訪問教育相談員 　全訪問教育相談員による支援 ・年間対応児童生徒数…160人 ・年間家庭訪問数…3,161回	スクールカウンセラー 小中学校 80,492 高等学校 1,001 スクールソーシャルワーカー 小中学校 26,522 高等学校 375 訪問教育相談員 30,995	A	スクールカウンセラー 　児童生徒の養育に関する悩みや不安に寄り添い、抱えている課題の整理等の心理的支援を行った。また、教職員と情報を共有し、保護者（母親）の支援体制の強化に努めた。 スクールソーシャルワーカー 　家庭が抱える貧困等の課題に対し、相談をはじめ、家庭訪問や関係機関への同行支援等、支援者が必要とする福祉的な支援を母親に対して行った。 訪問教育相談員 　ひきこもりとなっている子の家庭を訪問し、児童生徒とのコミュニケーションを図るとともに、保護者（母親）に対し、悩みや不安に寄り添い、継続して相談に乗った。	スクールカウンセラーを市立小中学校114校、高等学校２校の全てに配置している（内、小中学校の11校は要請派遣対応）。 スクールカウンセラーを小学校に週１.５時間～３.５時間、中学校に規模に応じて週６～８時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを市立小中学校12の支部に14人配置する。社会福祉的手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校２校については、各校１人配置している。	スクールカウンセラー 小中学校 81,135 高等学校 1,491 スクールソーシャルワーカー 小中学校 27,709 高等学校 610	R7に引き続き、クライアントに寄り添った支援を行う。	教育委員会	児童生徒支援課
21	（再）	生きづらさを抱える方のための居場所の整備	様々な理由で生きづらさをかける方が気軽に立ち寄り又は支援につながることができる居場所をオンラインと対面で取組む。	課題を発見し、声をかけ、信頼関係の構築をする中で適切な支援につなげる。					○	○	○	―	－	－	－	－	―	①オンライン型居場所 　月金15時～21時 　土日13時～18時 ②対面型居場所 　各区月1回	14780	―	保健福祉長寿局	安心感がある温かい社会推進課
40	（再）	24時間子ども若者電話相談	24時間こども若者電話相談	いじめや友達関係、勉強、進路、ヤングケアラーなどについて悩む３９歳までのこども・若者及びその保護者、関係者に電話相談による支援を行う。	○	○	○	○	○			24時間365時間体制の電話相談の実施。	8,738	【電話相談】 ・２４時間こども若者電話相談1558件 ・満足度　98.8%	7,311	A	電話相談の相談者の満足度３以上の割合の目標を100%としており、概ね目標どおりとなった。	「静岡市２４時間子ども若者電話相談」を令和８年度も継続実施。	8,887	引き続き、当センターの周知に努めるとともに、関係機関との連携のもと、相談者の状況に応じたきめ細やかな支援に努めていく。	こども未来局	こども若者応援課
【取組７】　女性支援に関わる人の育成																						
75		女性支援者養成事業	市職員及び庁外の女性支援員への研修の実施	ＤＶについての基礎知識、被害者等への二次被害の防止や適切な対応、DV防止法改正等について学ぶことができる。					○	○	○	DVに関する研修の実施（年１回）	70	DVに関する研修の実施（年１回）（受講者数83人）	70	A	計画どおり実施することで、ＤＶ被害者等への二次被害の防止や適切な対応を理解した女性支援者の養成に寄与した。	DVに関する研修の実施（年１回）	100	研修が既に支援をしている方から基礎知識から学ぶ人向けの幅広い内容を実施しなければならず、既に支援している方にとっては基礎的な内容になりがちである。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（男女共同参画・人権政策課）
76		犯罪被害者等支援	犯罪被害者等支援庁内担当者研修会の実施	犯罪被害者等支援に関し、県警察相談課や静岡犯罪被害者支援センター担当者を講師とし、庁内関係課を対象とした研修会を実施する。市として被害者等に寄り添い、途切れない支援の体制を構築していく。	○	○	○	○	○	○	○	・庁内研修の実施	0	庁内研修実施１回（9/17）	0	A	実際に被害者等支援に従事する講師から、犯罪被害者等支援の現況や注意点等を講話いただくことで、市として支援をしていく意識を醸成することができた。	・県や警察、犯罪被害者支援センター等関係機関との連携 ・庁内研修の実施	0	・被害者の支援ニーズから、関係課の追加を検討する。 ・研修に参加しやすいよう、オンラインやハイブリッド形式での実施を検討する。	観光文化・市民局	生活安全安心課
77		養護老人ホーム入所事務	支援関係者の資質向上に向けた情報（機会）の提供	転入職員の研修を行い、困難な問題を抱える女性への理解を深める							○	転入職員の研修実施	－	新たな養護老人ホームの担当者に養護老人ホームの説明を行うことができた。	－	A	新たな担当者が養護老人ホームについて学ぶことができた。	転入職員に養護老人ホームについて説明を行う。	－	―	保健福祉長寿局	高齢者福祉課
78		地域包括支援センター職員への研修の実施	地域包括支援センター職員に対する研修等の実施。	高齢者の相談窓口として、多様な相談に対応するために、研修等の機会を通じて、職員に必要な知識を提供し、職員の資質向上に努める。							○	定例の連絡会及び、研修会にて、高齢者の相談対応等に必要な情報提供を実施。	1,385	①定例の連絡会の実施　10回 ②研修開催数 　センター職員件数　5回	764	A	男女を問わず高齢者の幅広い相談に対応するため、研修等を通して、職員の資質向上に努めることができた。	定例の連絡会及び、研修会にて、高齢者の相談対応等に必要な情報提供を実施。	1395	地域包括支援センターに寄せられる相談の傾向や、法の改正等を踏まえた研修を実施していく。	保健福祉長寿局地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課
4	（再）	静岡市多文化共生総合センター	静岡市多文化共生総合センター	外国人住民に係る生活上の相談や情報提供を多言語（やさしい日本語を含む）で行う。	○	○	○	○	○	○	○	委託による多文化共生総合センターの運営	13200	773件の相談に対応し、行政書士や弁護士を含めた関連団体や関連部署と連携しながら対応した。	8,802	A	計画どおり実施し、在住外国人が安心して暮らすための相談窓口を整備した。	多様な言語を話す外国人住民等からの相談に対応するセンターが運営され、関係部署への引継ぎ及び生活上必要な情報の提供を行う。	7,950	引き続き在住外国人が安心して暮らすための生活上の相談や情報提供を多言語でやさしい日本語で行う。また外国人住民と共生する地域住民の相談も対応できることの周知を行う。	観光文化・市民局	社会的包摂推進課（国際交流課）

No.	再掲	①事業名	②取組名	③取組の概要 （女性への支援に寄与できる点）	④対象者							⑤R7取組の実施計画	⑥R7予算額 （千円）	⑦R7取組の実施実績	⑧R7決算額 （千円）	⑨R7評価	⑩R7評価の理由 （女性への支援に寄与した点）	⑪R8取組の実施計画	⑫R8予算額 （千円）	⑬R7評価を踏まえた改善点	⑭所管課		
					乳幼児（0～	小学生（7～	中学生（13～	高校生（16～	19～39歳	40～64歳	65歳以上										局部名	課名	
12	（再）	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	児童福祉法第６条の３第５項に基づき、養育支援を特に必要とする子育て家庭に、保育士・看護師等が訪問し、助言指導等の支援を行う。	○	○	○	○	○	○		支援依頼家庭への調査・支援計画作成・支援の実施 訪問員研修、連絡調整会議の実施	2,706	調査・支援計画作成26世帯 訪問員研修会4回、会議3回実施	1286	A	支援が必要と判断された世帯全てに支援が実施できた。	支援依頼家庭への訪問調査 支援計画作成 訪問員研修会・連絡会議の実施	2637	困難事例へ対応が多いため、引き続き研修会及び会議の開催のほか、関係機関との連携により、訪問員が円滑に支援を行える体制を継続していく。	こども未来局	こども家庭福祉課	
17	（再）	保育ソーシャルワーカー活用事業	保育ソーシャルワーカー活用事業	園が覚知した困難を抱える世帯の相談事項に対応し、問題の解決に向けて関係機関に繋ぐことができる保育ソーシャルワーカーを地域ごと園に配置することにより、世帯の問題を改善し、保育教諭の負担軽減を図るとともに、就学先の小学校と情報を共有することで継続支援を円滑に行う。	○							・保育ソーシャルワーカーによる対象世帯への支援 ・保育教諭への対応力向上のための研修 ・就学先の小学校と情報共有 ・対象園園長との合同協議会	6,920	・保育ソーシャルワーカーによる対象世帯への支援（533回） ・保育教諭への対応力向上のための研修（12回） ・就学先の小学校と情報共有 ・対象園園長との合同協議会（２回）	4,839	B	・園に保育ソーシャルワーカーを配置することで、支援対象となる世帯の早期把握・早期支援につながっている。 ・各部署、関係機関や民間の支援団体との連携、協働による、早期から切れ目のない支援体制の構築が行われている。	・保育ソーシャルワーカーによる対象世帯への支援 ・保育教諭への対応力向上のための研修 ・就学先の小学校と情報共有 ・対象園園長との合同協議会	5,580	・支援対象拡充のため、保育ソーシャルワーカー増員に向けた検討を進める。	こども未来局	幼児教育・保育支援課	
18	（再）	スクールカウンセラー事業 スクールソーシャルワーカー事業 訪問教育相談員事業	学校等と連携した支援の実施	貧困など様々な問題を抱える児童生徒や保護者への継続的な支援を行っていく。 児童生徒が抱える心の問題に対しては、スクールカウンセラーが対応し、社会的、福祉的な問題を抱えている家庭に対してはスクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員が、学校や関係機関と連携し、支援を行う。			○	○	○			スクールカウンセラーを市立小中学校118校、高等学校２校の全てに配置している（内、小中学校の13校は要請派遣対応）。 スクールカウンセラーを小学校に週３時間、中学校に規模に応じて週６～８時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを12の支部に各１人配置（第３支部と第11支部は２人）。社会福祉的手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校２校については、各校１人配置している。 訪問教育相談員を中学校12校に配置し、不登校の生徒や家庭の孤立感を解消したり、ニーズに合わせてサポート資源につなげたりしていく。	142,455	スクールカウンセラー 全SCによる相談実施回数（小中） ・対児童生徒…5,389回 ・対保護者…4,534回 ・対教職員…15,471回 スクールソーシャルワーカー 全SSWによる支援（小中） ・対応児童生徒数…1,100人以上 ・延べ支援回数…4,000回以上 ・関係機関等との連携…3,700件以上 訪問教育相談員 全訪問教育相談員による支援 ・年間対応児童生徒数…160人 ・年間家庭訪問数…3,161回	スクールカウンセラー 小中学校 80,492 高等学校 1,001 スクールソーシャルワーカー 小中学校 26,522 高等学校 375 訪問教育相談員 30,995	A	スクールカウンセラー 児童生徒の養育に関する悩みや不安に寄り添い、抱えている課題の整理等の心理的支援を行った。また、教職員と情報を共有し、保護者（母親）の支援体制の強化に努めた。 スクールソーシャルワーカー 家庭が抱える貧困等の課題に対し、相談をはじめ、家庭訪問や関係機関への両行支援等、支援者が必要とする福祉的な支援を母親に対して行った。 訪問教育相談員 ひきこもりとなっている子の家庭を訪問し、児童生徒とのコミュニケーションを図るとともに、保護者（母親）に対し、悩みや不安に寄り添い、継続して相談に乗った。	スクールカウンセラーを市立小中学校114校、高等学校２校の全てに配置している（内、小中学校の11校は要請派遣対応）。 スクールカウンセラーを小学校に週１．５時間～３．５時間、中学校に規模に応じて週６～８時間、高等学校に月12時間配置する。 スクールソーシャルワーカーを市立小中学校12の支部に14人配置する。社会福祉的手法を用いて支援を行う。小学校12校を各支部の拠点とし、他の小中学校には要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣する。また、高等学校２校については、各校１人配置している。	スクールカウンセラー 小中学校 81,135 高等学校 1,491 スクールソーシャルワーカー 小中学校 27,709 高等学校 610	R7に引き続き、クライアントに寄り添った支援を行う。	教育委員会	児童生徒支援課	
19	（再）	学齢簿の編製及び保管事業	学校等と連携した支援の実施	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、関係機関と連携をとりながら、情報保護を確実に行い、安全を確保する。			○	○		○	○	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、各学校に児童生徒に関する個人情報の適切な取扱いについて周知徹底し、二次被害防止に務める。	－	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、各学校に児童生徒に関する個人情報の適切な取扱いについて周知徹底し、二次被害防止に務めた。	－	A	困難な問題を抱える女性の子どもに関する個人情報の適切な取扱いについて徹底し、二次被害の防止につながった。	困難な問題を抱える女性の子どもの就学にあたり、各学校に児童生徒に関する個人情報の適切な取扱いについて周知徹底し、二次被害防止に務める。	－	引き続き個人情報の適切な取扱いについて、各学校に周知徹底する。	教育委員会	児童生徒支援課	
20	（再）	就学等の諸手続きに関する事務	学校等と連携した支援の実施	必要な就学手続きを行うことで、困難な問題を抱える女性の子どもの就学機会を確保する。			○	○		○	○	○	関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを行う。	－	関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを実施した。	－	A	関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性の子どもの就学手続きを滞りなく実施できた。	関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを行う。	－	引き続き関係機関と連携しつつ、随時、困難な問題を抱える女性からの相談に対応しながら、就学手続きを行う	教育委員会	児童生徒支援課
37	（再）	保育施設入所支援	保育施設入所支援	就労等で保育が必要な世帯の入所支援だけでなく、DV等子育てに困難な問題を抱える保護者に対して保育施設入所を支援	○				○	○	○	対象者の捕捉と支援の実施	－	令和７年はのべ78件の保育施設入所の支援を行った。	－	A	児童相談所及びこども家庭センターと連携し、入所支援を行った。	児童相談所及びこども家庭センターと連携し、保育施設とも相談しながら、そのこどもにとって最適な保育施設の入所のための支援を行う。	－	自分が困難な状況にあると考えていない保護者もいるので、積極的に聞き取りを行う。	こども未来局	こども未来課	
40	（再）	S型デイサービス事業	S型デイサービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域住民（ボランティア）が主体となって運営している、ミニデイサービスを実施。高齢者の生きがい創出・孤立感解消し、要介護状態の予防を図る。							○	①実施会場数　271会場 ②参加者実人数　5,500人	66,800	①実施会場数　269会場 ②参加者実人数　4,758人	64,387	B	計画していた会場数・参加者数を下回る結果となったが、家に閉じこもりがちな高齢女性に対し、地域の居場所を提供することで、孤立感の解消や生きがいの創出に寄与した。	参加者満足度　72%	66,800	周知方法が口コミに依存し、閉じこもりがちな高齢女性に情報が届きにくかったため、家族への周知やホームページの充実を図る。さらに、多世代・多文化交流や介護予防プログラム「しずおか　ちゃちゃちゃ」参加者によるレクリエーション等、新しい要素を導入する。 また、第５次総合計画が掲げるアウトカム重視の方針を踏まえ、事業効果を参加者の視点から測定する「参加者満足度」を実施計画の指標として設定した。なお、目標値はR4～R7年度の実績の平均値を踏まえて設定した。	保健福祉長寿局地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課	
71	（再）	要保護児童対策協議会	要保護児童対策協議会	児童福祉法第25条の２第１項に基づき設置。要保護児童の適切な保護または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るための情報交換や支援の内容に関する協議をする。	○	○	○	○	○	○	○	代表者会議年1～２回 定例実務者会議各区月１回 定例実務者会議進行管理会議各区４か月に１回 個別ケース検討会議随時	692	代表者会議　１回 実務者会議　定例会：36回 進行管理会議：９回 個別ケース検討会議　随時（延39人）	572	A	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を検討することができ、ネットワークの強化を図ることができた。	代表者会議　年１～２回 実務者会議 定例会：各区月１回 進行管理会議：各区４か月に１回 個別ケース検討会議　随時	642		こども未来局	こども家庭福祉課	

Ⅲ　数値目標

成果指標に係る数値

静岡市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画では、5の成果指標を定めています。
以下に、その指標の推移を掲載します。
（計画期間：令和7年度～令和12年度、中間目標値：令和8年度末時点、目標値：令和12年度末時点）

指標1【関連取組1，2】
相談をためらい、その結果、相談することをやめたことがある人の割合（過去1年間において）

計画策定時（R6）	中間目標値（R8）	R8	目標値（R12）
42.9%	30%	11.9%	20%

※R6は「女性向け実態調査アンケート」調査結果による参考値
（出典：男女共同参画に関する市民意識調査「困ったことや悩んだことはあったが、結果的に相談しなかった」人の割合）

指標2【関連取組1，2】
DV相談（市役所・配偶者暴力相談センター）の認知度

計画策定時（R3）	中間目標値（R8）	R8	目標値（R12）
56.7%	70%	59.8%	90%

（出典：男女共同参画に関する市民意識調査）

指標3【関連取組1，2,3,4】
行政と連携・協働する民間支援団体の数

計画策定時（R6）	中間目標値（R8）	R8	目標値（R12）
8/11団体	把握している全ての団体	別途調査予定	把握している全ての団体

（出典：民間団体へのアンケート調査「市町の福祉担当課」と連携していると回答した団体数）

指標4【関連取組6】
中学校におけるジェンダー平等に関する啓発活動実施割合

計画策定時（R5）	中間目標値（R8）	R8	目標値（R12）
48.8%	50%	47.6%	60%

（出典：市社会的包摂推進課調べ）

指標5【関連取組7】
女性支援に関わる職員の資質向上研修受講者累計数・庁外の女性支援者が参加する研修の実施件数

	計画策定時（R6）	中間目標値（R8）	R8	目標値（R12）
庁内	66人	130人	R7:58人 R8:80人程度（予定）	400人
庁外	－	年1回	年1回予定	年1回

（出典：市社会的包摂推進課調べ／受講者数は研修修了アンケート回答者数とし、R7年度からの累計とする。）